



羽村市

第六次羽村市長期総合計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

令和4(2022)年 2月

羽村市民憲章

(平成3年11月1日制定)

わたくしたち市民は 多摩川の清流に育まれた心豊かな人間性と
花と緑に恵まれた 美しいまちを誇りとします
先人の進取の気性と英知によって築かれたこの郷土を受け継ぎ さらに
温かい心のかよいあう活力あふれるまちづくりのために
この市民憲章を定めます

- 1 人も自然も生きいきと息づく やすらぎのあるまちをつくります
- 1 郷土を愛し 自治の心を高め 互いに 尊重しあうまちをつくります
- 1 明るく健康な家庭を築き 働く喜びに満ちたまちをつくります
- 1 知性と文化にあふれ 青少年がたくましく成長するまちをつくります
- 1 友愛と交流を深め 世界の人々と心のかよいあうまちをつくります

「まちに広がる笑顔と活気
もっと！くらしやすいまち
はむら」
の実現に向けて



はしもと ひろたか
羽村市長 **橋本弘山**

本市は、多摩川周辺の自然や武蔵野の面影を残す雑木林などの緑につつまれ、住宅地と工業地域がバランス良く配置された職住近接のまちとして発展してきました。

本市では、長期的な視点に基づく総合的なまちづくりを進めており、平成23年には、第五次となる羽村市長期総合計画を策定し、だれもが明るくいいきと、市民の皆様それぞれが持てる力を発揮し、安全・安心で活気に満ちた活力のあるまちを目指して、さまざまな取組みを推進してまいりました。

平成3年の市制施行から30年が経過した今、私たちの日常生活や社会経済状況は、人口減少と少子高齢化の進行、ICTの進展、自然災害や新たな感染症の脅威などにより、これまでに経験したことのない速さで変化しています。

本市の財政状況についても、税制改正の影響などにより、市税収入が大幅に減少するなど、非常に厳しい状況が続いています。

こうした状況の中で、将来にわたって持続可能なまちであり続けるためには、市民サービスの向上に努めつつも、さまざまな変化に応じた事務事業の見直しを進めるなど、行財政改革の取組みを一層推進し、健全な財政運営を行っていくための強固な財政基盤の構築に取り組んでいく必要があります。

本市では、こうしたまちづくりの転換期において、この先10年間のまちづくりの指針となる第六次羽村市長期総合計画の策定にあたり、市政世論調査や転入者アンケート調査、市民ワークショップなどを通じて、多くの市民の皆様から、未来に向けたさまざまな想いを聴かせていただきました。

また、令和2年10月に設置した羽村市長期総合計画審議会においても、熱心なご議論をいただき、令和3年9月の市議会定例会での議決を経て、これからの10年間の展望する総合的かつ計画的なまちづくりの指針としての羽村市基本構想を令和3年10月に決定しました。

そして、このたび、羽村市基本構想に掲げた市の将来像の実現に向けて、これからのまちづくりにおける具体的な取組みの方向性を定める第六次羽村市長期総合計画を策定いたしました。

本計画では、まちづくりで大切にしたいとして、「一人ひとりを大切にする」、「人と人とのつながりを大切にする」、「くらしやすさを大切にする」、「一歩踏み出す勇気と力、英知を大切にする」の4つの想いを市と市民・事業者の皆様で共有するとともに、将来像である「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」の実現に向けて、未来を築く5つのコンセプトと自治体運営の方針に基づく具体的な取組みの方向性を掲げ、市民・事業者の皆様との連携のもとに、さまざまな取組みを推進していくこととしています。

これからのまちづくりにおいて、私は、本市に暮らす人や働く人たちが、未来に希望を抱きながら、日常生活をいきいきと安全・安心・快適に生活していくことができるよう、前例や慣習にとらわれることなく、市民・事業者の皆様一人ひとりに寄り添い、手を携えながら、さまざまな取組みを進めていく決意であります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議を重ねていただきました「長期総合計画審議会」の皆様をはじめ、第六次羽村市長期総合計画の策定に向けて、ご意見・ご提案をお寄せいただきました多くの市民の皆様、羽村市議会、関係各位に心から感謝申し上げます。

目次

第1部 序論

1. 第六次羽村市長期総合計画の概要	2
(1) 名称	2
(2) 計画の構成と期間	2
2. 羽村市の概要	4
3. 羽村市を取り巻く状況	5
(1) 人口減少期における少子高齢化の進行	5
(2) 地方創生	5
(3) 新たな感染症の脅威	5
(4) デジタル化の推進	6
(5) 自然災害の発生	6
(6) SDGs（持続可能な開発目標）の推進	6
4. 将来人口の推計	7
5. まちづくりに関する市民意識	8
(1) 羽村市の住みよさ	8
(2) 定住意向	9
(3) 羽村市の魅力・羽村らしさを感じる施設や行事	10
(4) 今後、力を入れてほしい、実施してもらいたい取組み	11
(5) 今後のまちづくりへの期待	11

第2部 基本構想

1. 基本構想策定の趣旨	14
2. 基本構想の期間	14
3. 私たちのまち“はむら”の将来像	15
4. 私たちが大切にしたい	16
5. 未来を築く5つのコンセプト	17
6. 自治体運営の方針	23

第3部 基本計画

1. 基本計画の位置付けと構成	26
2. 基本計画と個別計画・分野別計画との関係	27
3. 計画のフレーム	28
(1) 人口推計	28
(2) 財政計画（予算）	28
4. コンセプト別計画及び自治体運営の方針	29
(1) 施策の体系	29
(2) ページの見方	32
■ コンセプト1 自分らしく生きる	35
施策1 性別や国籍に関わらず、多様な価値観を認め、尊重するまち	38
施策2 元気に生活することができるまち	40
施策3 とともに生き、助け合うまち	42
施策4 いきいきと活動するまち	43
■ コンセプト2 成長をはぐくむ	45
施策1 子どもたちがすこやかに成長するまち	48
施策2 子どもたちが生きる力を身につけるまち	50
施策3 地域で学び、つながり、活かすことができるまち	52
■ コンセプト3 スマートにくらす	55
施策1 快適な都市環境が整うまち	58
施策2 いつでもどこでもつながるスマートシティ	60
施策3 自然を大切にし、次世代につなぐまち	62
施策4 ゼロエミッションの地球にやさしいまち	63
■ コンセプト4 にぎわいを創る	65
施策1 先端技術産業が集まるまち	68
施策2 市内産業が元気に活動するまち	70
施策3 人が集まり、交流を生むまち	72
■ コンセプト5 くらしを守る	75
施策1 相互の連携・協力による、災害に強いまち	78
施策2 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち	80
施策3 感染症などから日常のくらしを守り、安定した生活ができるまち	82
■ 自治体運営の方針	85
施策1 新たな時代に順応した行政サービスの提供	88
施策2 健全な財政運営	91
5. 基本計画とSDGsとの関係	95

第4部 資料編

1. 羽村市のあゆみ	102
(1) 羽村市の沿革	102
(2) これまでの長期総合計画策定の経過	102
(3) 人口等の推移	105
2. 第六次羽村市長期総合計画 策定の経過	109
(1) 策定の経過	109
(2) 計画策定組織 体系図	111
3. 長期総合計画審議会	112
(1) 羽村市長期総合計画審議会条例	112
(2) 長期総合計画審議会委員	113
(3) 長期総合計画審議会内容	114
4. 行政改革審議会	116
(1) 羽村市行政改革審議会条例	116
(2) 行政改革審議会委員	117
(3) 行政改革審議会内容	118
5. 市民意見聴取の取組み	119
(1) 市民ワークショップ	119
(2) 市民意識調査	121
(3) 小・中学生、高校生、大学生意見聴取	122
(4) 意見公募手続	123
(5) 動画の活用	123
6. 庁内検討組織	124
(1) 長期総合計画検討委員会委員	124
(2) 長期総合計画検討委員会 部会委員	125
(3) 長期総合計画検討委員会 プロジェクトチーム委員	126

第1部
序 論

1. 第六次羽村市長期総合計画の概要

(1) 名称

この計画の名称は、「第六次羽村市長期総合計画」とします。

(2) 計画の構成と期間

第六次羽村市長期総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

①基本構想

基本構想は、長期的な視点に立ち、市が目指す将来のまちの姿や、その実現に向けて大切にする考え方、取組みの視点を示すもので、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための指針です。

●基本構想の計画期間

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度(10年間)

②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来のまちの姿を実現するため、計画期間内に市が進める施策ごとの取組みの方向性を定めるものです。

基本計画は、前期基本計画と後期基本計画で構成します。

●基本計画の計画期間

前期基本計画：令和4(2022)年度～令和8(2026)年度 5年間

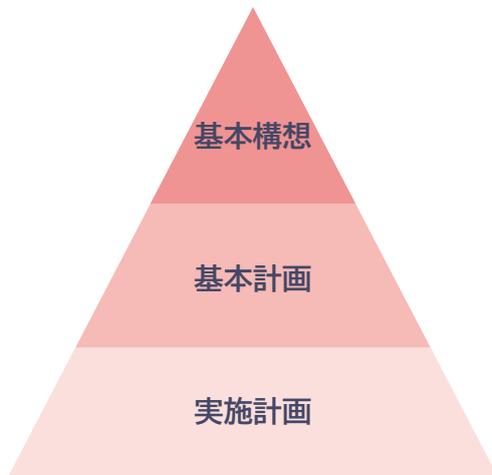
後期基本計画：令和9(2027)年度～令和13(2031)年度 5年間

③実施計画

実施計画は、基本計画に位置付けた施策に基づき、市が重点的に実施する事業を示すものです。

社会経済情勢の変化などに伴う市民生活や、新たな市民ニーズ等に対応できるよう策定します。

【計画の構成と期間】



	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	(年度)
基本構想	→										
基本計画	→ 前期基本計画					→ 後期基本計画					
実施計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

2. 羽村市の概要

羽村市は、都心部から西に約45 km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しています。東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市と瑞穂町に接しており、その広さは、東西に4.23 km、南北に3.27 km、行政面積は9.90 km²となっています。

行政面積の一部約0.417 km²を横田基地が占めています。行政面積は、日本で7番目、都内で3番目に小さい市です。



人口 54,725人 ※うち外国人1,472人(2.7%)
┌ 0～14歳 6,579人(12.0%)
├ 15～64歳 33,567人(61.3%)
└ 65歳以上 14,579人(26.7%)

世帯 25,781世帯 ※うち外国人世帯731世帯(2.8%)

人口密度 5,528人/km²

面積 9.90 km²

(令和3(2021)年1月1日現在)
※人口・世帯は、住民基本台帳による。

3. 羽村市を取り巻く状況

(1) 人口減少期における少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少傾向にあり、令和2年国勢調査では、1億2,615万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)の平成29(2017)年の推計では、令和42(2060)年の日本の総人口は、約9,300万人まで減少するとされており、人口減少への対応が課題となっています。

羽村市においても、平成22(2010)年の57,772人をピークに減少傾向にあり、令和27(2045)年の人口は、市独自推計(令和2(2020)年実施)では、42,862人、社人研推計(平成30(2018)年実施)では、41,111人まで減少する見込みです。

人口減少や少子高齢化の進行は、地域経済の縮小や労働力の不足、地域のつながりの希薄化など、社会経済に大きな影響を与えることから、人口構造の変化に対応し、地域の特徴を活かした持続可能な社会をつくることが重要となります。

(2) 地方創生

国では、急速な少子高齢化や人口減少、地域経済の縮小、労働力の不足などを克服するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく取組みを進めており、令和元(2019)年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらに、令和2(2020)年12月には、新型コロナウイルス感染症による意識や行動変容を捉えた『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)～感染症の影響を踏まえた今後の地方創生～』を策定しました。

この戦略では、人口減少を和らげること、地域の外から稼ぐ力を高め、地域内経済循環を実現すること、人口減少に適応した地域をつくることなどを目指し、関係人口の創出・拡大、地方移住の推進などの取組みを進めていくこととしています。

羽村市の将来人口推計では、引き続き人口減少・少子高齢化の進行が見込まれています。安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもがすこやかに成長することができる環境の整備や、羽村市内の産業の活性化を図るなど、地域の特徴を活かした取組みを進めていくことが必要です。

(3) 新たな感染症の脅威

令和2(2020)年1月に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、瞬く間に世界中に広がり、社会経済に大きな影響を及ぼしています。

国では、感染の拡大防止や、医療提供体制のひっ迫を解消するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都などの地方自治体に対し、複数回に渡り緊急事態宣言を発出しました。

このことにより、外出・移動の自粛や3つの密(密閉・密集・密接)の回避、テレワークの推進、施設の使用中止、イベントの開催制限、飲食店等への営業時間の短縮要請、学校の休業など、さまざまな措置が取られました。そして、マスクの着用や手指の消毒、人同士の距離の確保(ソーシャルディスタンス)、検温の実施、飛沫感染防止パネルの設置などが当たり前の日常となり、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくための新しい日常が定着しています。

(4) デジタル化の推進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不要不急の外出自粛が要請されたことや、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するため、テレワークやオンラインサービスが普及するなど、ICTがさまざまな場面で活用されるようになり、生活をあらゆる場面でより良い方向に変化させていく「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」という概念が広く浸透してきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の対応において、行政のデジタル化の遅れ等の課題が明らかになったことを踏まえ、国では、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定するとともに、令和3（2021）年9月に、デジタル庁を設置して、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現」を目指しています。

羽村市においても、「人と人」「人とモノ」がさまざまな形でつながり、日々の暮らしがさらに便利で快適になるよう、デジタル化の取組みを進めていくことが求められています。

(5) 自然災害の発生

近年、地震、台風、集中豪雨、大雪などによる甚大な自然災害が全国各地で発生しています。国では、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25（2013）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、いかなる大災害が発生しようとも、「人命の保護」「被害の最小化」「経済社会の維持」「迅速な復旧・復興」ができる社会を目指しています。

羽村市では、令和元年台風第19号の接近に伴い、市内全域に初めて避難勧告^(*)を発令しました。

大規模災害に対する備えでは、個人や地域での対策や、関係機関との連携強化が重要であり、自助・共助・公助による災害に強いまちづくりが求められています。

(*) 令和3（2021）年5月に、災害対策基本法が改正され、「避難勧告」と「避難指示」を「避難指示」に一本化することとなり、災害時における、円滑かつ迅速な避難の確保が強化されました。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。

国が令和元（2019）年に改定した「SDGs実施指針 改定版」では、地方自治体において、地域のエネルギーや、自然資源、都市基盤、産業集積、文化、風土、組織・コミュニティなどのさまざまな地域資源を活用し、その地域にあった独自のSDGsの取組みを推進することが期待されています。

用語解説

- ・ ICT（Information and Communication Technology）：情報通信技術。通信技術を用いて情報を共有するなどコミュニケーションが含まれる。
- ・ DX（デジタル・トランスフォーメーション）：ICTを活用し、生活をあらゆる場面でより良い方向に変化させていくこと。

4. 将来人口の推計

平成27(2015)年の国勢調査の人口を基準に、コーホート要因法を用いて、令和47(2065)年までの人口を推計しました。

市の人口は、令和2(2020)年の推計値である54,578人から、10年間で4,000人程度の減少が見込まれ、令和12(2030)年には、50,623人を見込んでいます。

14歳以下の人口の減少、65歳以上の人口の増加が続き、少子高齢化がさらに進みます。

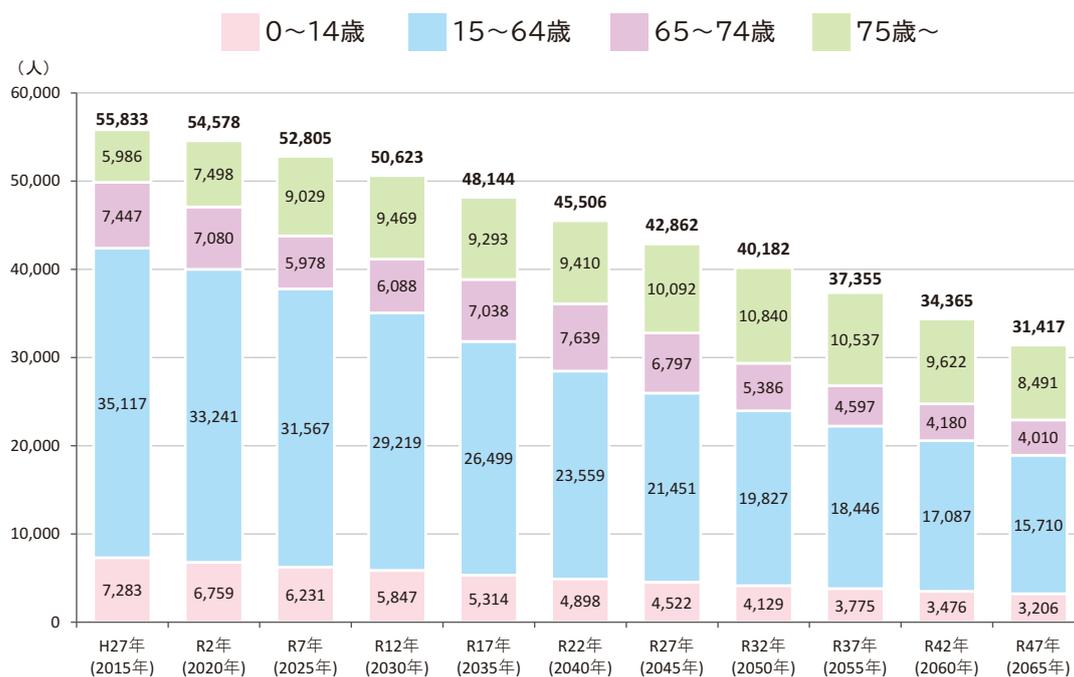
■ 10年間(令和2(2020)年→令和12(2030)年)で、
人口は約**4,000**人減少

■ 14歳以下の人口は減少

■ 65歳以上の人口は増加

人口減少、少子高齢化はさらに進む

図表 羽村市の将来人口推計の結果



実績値
基準日：10月1日

推計値
出典：第六次羽村市長期総合計画基礎調査報告書(令和3(2021)年3月)

用語解説

- ・コーホート要因法：人口変動の三大要素(出生・死亡・移動)について、将来の仮定値を男女別・年齢別に設定することで、基準時点の人口(基準人口)から一定期間後の将来人口を推計し、同様の操作を繰り返すことにより将来人口を推計する方法。

5. まちづくりに関する市民意識

市では、まちづくり（市政）に関する市民の意見などを把握し、今後の市の取組みや施策に活かすため、令和2（2020）年度に市政世論調査、転入者アンケート調査、市民ワークショップを行いました。

（1）羽村市の住みよさ

■ 羽村市が住みよいと感じている市民の割合

69.3%



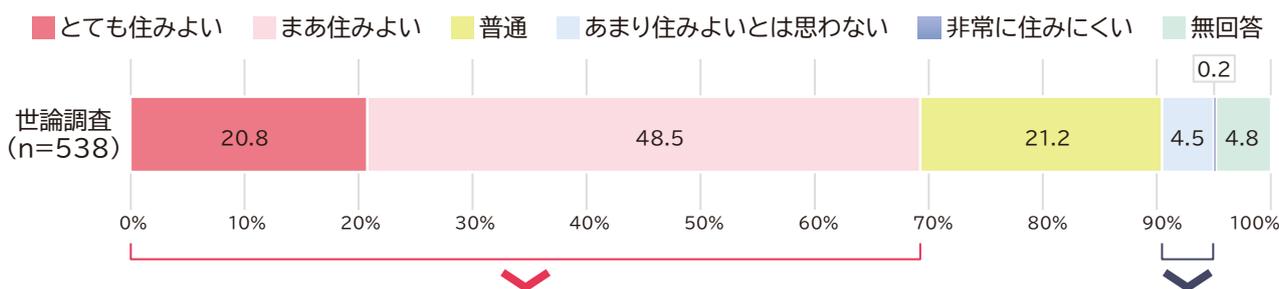
※とても住みよい、まあ住みよい割合の合計値
出典：令和2年度羽村市市政世論調査

羽村市の住みよさは、令和2年度羽村市市政世論調査では、住みよい割合（とても住みよい、まあ住みよい割合の合計）が69.3%と、約7割が住みよいと感じている結果となりました。

住みよい理由として、「自然環境がよい」が47.2%と最も多く、次いで「道路や公園、図書館、スポーツセンター等の公共施設が整備されている」（18.5%）、「買い物が便利」（8.0%）となっています。

また、住みにくい理由としては、「買い物が不便」（24.0%）、「医療や福祉サービスが充実していない」（16.0%）、「交通の便がよくない」・「道路や公園、図書館、スポーツセンター等の公共施設が不十分」（いずれも12.0%）が多くなっています。

図表 住みよさ（令和2年度羽村市市政世論調査）



住みよいと感じる理由

（「とても住みよい」「まあ住みよい」と回答した方
（n=373））

- ・ 自然環境がよい 47.2%
- ・ 道路や公園、図書館、スポーツセンター等の公共施設が整備されている 18.5%
- ・ 買い物が便利 8.0%

住みにくい理由

（「あまり住みよいとは思わない」「非常に住みにくい」と回答した方（n=25））

- ・ 買い物が不便 24.0%
- ・ 医療や福祉サービスが充実していない 16.0%
- ・ 交通の便がよくない 12.0%
- ・ 道路や公園、図書館、スポーツセンター等の公共施設が不十分 12.0%

(2) 定住意向

■ 羽村市に住み続けたいと考えている市民の割合

91.1%



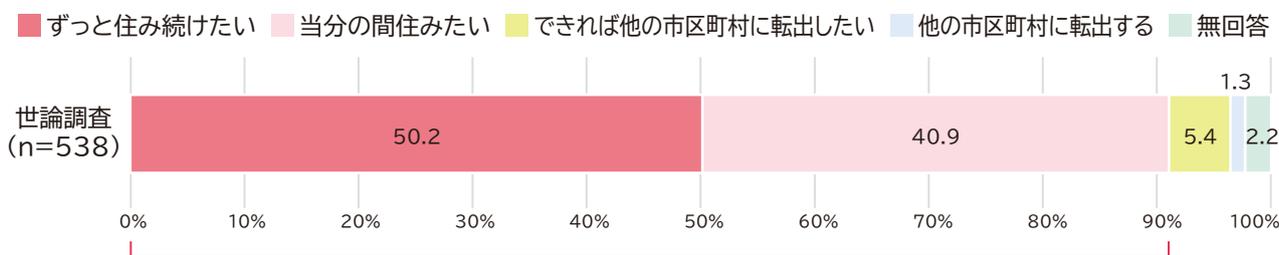
※ずっと住み続けたい、当分の間住みたい割合の合計値
出典：令和2年度羽村市市政世論調査、羽村市転入者アンケート調査

羽村市への定住意向は高く、令和2年度羽村市市政世論調査では、羽村市に住み続けたい割合（ずっと住み続けたい、当分の間住みたい割合の合計値）が91.1%となりました。

令和2年度羽村市転入者アンケート調査でも、羽村市に住み続けたい割合（ずっと住み続けたい、当分の間住みたい割合の合計値）は、91.1%となり、いずれの調査でも9割以上の市民が住み続けたいと考えている結果となりました。

住み続けたい主な理由として、令和2年度羽村市市政世論調査では、「ずっと住んでいるから」「程よく住みやすく、安心して暮らせる」「緑、水など環境が良い」などが、多く挙げられました。

図表 定住意向（令和2年度羽村市市政世論調査）



住み続けたい主な理由（市政世論調査）

（「ずっと住み続けたい」「当分の間住みたい」と回答した方、自由記載）

- ・ ずっと住んでいるから
- ・ 程よく住みやすく、安心して暮らせる
- ・ 緑、水など環境が良い
- ・ 自宅があるから
- ・ 地域の間人間関係が良い
- ・ 子育て環境が良い

(3) 羽村市の魅力・羽村らしさを感じる施設や行事

● 羽村市の魅力・羽村らしさを感じる施設や行事

出典：令和2年度羽村市市政世論調査



- 1 羽村の堰 58.4%
- 2 動物公園 42.0%
- 3 花と水のまつり 27.0%

羽村市の魅力や羽村らしさを感じる施設や行事について、令和2年度羽村市市政世論調査では、「羽村の堰」、「動物公園」、「花と水のまつり」の順で多く挙げられています。



● 市民ワークショップの意見 ●

市民ワークショップでは、羽村市の良いところとして、次のような意見がありました。

- 動物公園
- 児童館
- 水車小屋
- 玉川上水
- チューリップ



(4) 今後、力を入れてほしい、実施してもらいたい取組み

● 今後、力を入れてほしい、実施してもらいたい取組み

出典：令和2年度羽村市市政世論調査



- 1 高齢者福祉 33.8%
- 2 医療機関の充実に向けた支援 28.1%
- 3 水や緑を守る自然環境対策 22.3%

力を入れてほしい、実施してもらいたい取組みについて、令和2年度羽村市市政世論調査では、「高齢者福祉」が33.8%と最も多く、次いで、「医療機関の充実に向けた支援」(28.1%)、「水や緑を守る自然環境対策」(22.3%)が挙げられています。

(5) 今後のまちづくりへの期待

● 将来どのようなまちになってほしいか (希望する将来のまちづくり)

出典：令和2年度羽村市市政世論調査



- 1 防災・防犯や交通安全に配慮した
安心して暮らせるまち 51.9%
- 2 高齢者や障害のある方が
住みなれた地域で安心して暮らせるまち 40.7%
- 3 安心して子育てができるまち 27.7%

● まちづくりに期待すること

出典：令和2年度羽村市転入者アンケート調査



- 1 子育てしやすいまちづくり 37.7%
- 2 犯罪や交通事故防止など安全性の確保 36.6%
- 3 公園や水辺などのうるおいある環境づくり 33.6%

第2部

基本構想

この基本構想は、羽村市基本構想の議決に関する条例第3条の規定に基づき、令和3年第6回羽村市議会（定例会）での議決（令和3年9月30日）を経て、策定したものです。

1. 基本構想策定の趣旨

清らかで美しい多摩川と緑豊かな自然に恵まれた私たちのまち“羽村市”は、快適な暮らしを高める都市基盤が整備された職住近接のまちとして、市民・事業者とともに発展の歩みを進めてきました。

現在、人口減少、急速な少子高齢化、ICTの進展、自然災害、新たな感染症の脅威など、私たちがこれまで経験したことのない速さで、日常生活や地域経済を取り巻く環境が変化しています。そして、そのような変化の激しい時代の中でも、これまでと変わらない暮らしやすさや、持続可能で多様性のある社会の実現が求められるなど、さまざまな事柄が複雑に関わり合う時代を迎えています。

そのようなまちづくりの転換期を迎える中においても、羽村市が将来にわたって持続可能なまちとして、また、羽村市に暮らす人や働く人が、日常の生活に充実を感じつつ、未来に希望を抱きながら生活をするためには、市と市民・事業者が将来のまちの姿を共有し、堅実な行政運営を行いながら、将来のまちの姿の実現に向けた歩みを進めることが大切です。

市制施行から30年。新たな“羽村市の未来”に向け、新しい時代の変化に対応し、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための指針として、基本構想を策定します。

2. 基本構想の期間

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度(10年間)

3. 私たちのまち“はむら”の将来像

私たちのまちの将来像は、羽村市がこの先どのようなまちでありたいのか、将来のまちの姿を示すものです。

市と市民・事業者が将来のまちの姿を共有し、これからのまちづくりを一緒に進めることができるよう、「私たちのまち“はむら”の将来像」を定めます。

実現を目指す将来のまちの姿(将来像に込める想い)

令和13(2031)年の羽村市。

そこには、市民、事業者が、地域の中で、お互いを認め合い、世代や立場を超えてさまざまな形でつながり、いきいきと暮らし、働き、活動する様子が広がっています。

子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らす羽村市には、人々を包み込むやさしさが育まれ、明るく元気な笑い声や希望に満ちたたくさんの笑顔が見られます。

そして、時代の変化と向き合いながら、力強く、前へと進む市民、事業者、地域の活気が、これまで以上に、“くらしやすいまち”を創り上げ、羽村市のさらなる未来に光を照らしています。

そのような未来を、私たちのまち“はむら”の将来像として描き、私たちは、将来に向けた歩みを進めます。

私たちのまち“はむら”の将来像

まちに広がる **笑顔と活気**
もっと!くらしやすいまち はむら

4. 私たちが大切にしたい

羽村市はこれまで、「自立と連携」を基本理念として、まちづくりの担い手である市と市民・事業者がそれぞれの責任と役割を担い、相互に連携したまちづくりを進めてきました。

これから進める「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向けた取組みでは、これまでの「自立と連携」を土台にしながら、次の「まちづくりで大切にしたい」を市と市民・事業者が共有し、まちづくりを進めていきます。

まちづくりで大切にしたい

1. 「一人ひとり」を大切にします

年齢や性別、国籍など、多様な人が暮らす“はむら”で、社会的孤立、格差の拡大などの社会的問題への視点を持ち、「一人ひとり」を大切にします。

2. 「人と人とのつながり」を大切にします

社会経済の発展に伴う生活スタイルや人と人とのコミュニケーションのあり方が今以上に変わっていく時代においても、日々の暮らしや活動の中での「人と人とのつながり」を大切にします。

3. 「くらしやすさ」を大切にします

コンパクトなまちの中に、快適・便利な住環境と安らぎを感じる水と緑の自然環境に恵まれた羽村市ならではの「くらしやすさ」を大切にします。

4. 一歩踏み出す「勇気」と「力」、「英知」を大切にします

新たな時代のまちづくりにおいて、これまでの前提にとらわれず、新しい発想を持って一歩踏み出す「勇気」と、現状の殻を破る「力」、持続可能な社会を創る「英知」を大切にします。

5. 未来を築く5つのコンセプト

「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向け、市と市民・事業者が横断的な視点を持って取り組むまちづくりの方向性として、5つのコンセプトを掲げ、さまざまな取組みを行います。



自分らしく生きる

生涯にわたり、だれもが、家庭、学校、職場、地域などで、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

羽村市には、子どもから高齢者まで多くの方が暮らしており、そこには、それぞれの生き方があり、価値観があります。性別、年齢、国籍、職業の違いなど、さまざまな価値観があるからこそ、まちをカラフルに彩ることができます。

住み慣れたまちで、顔なじみの人や生活しやすい空間に囲まれ、互いに支え合いながら、元気に生活することができること、趣味や特技をまちづくりに活かすことなど、一人ひとりが自分らしい生き方をできるよう、次のようなことに取り組みます。

- **性別や国籍に関わらず、多様な価値観を認め、尊重するまちを目指します。**

そのために、多様な価値観や文化の違いを受け入れ、認め合うことができるよう、男女共同参画や国際理解、多文化共生の推進などに取り組みます。

- **元気に生活することができるまちを目指します。**

そのために、生涯にわたって、健康で明るく元気に生活できるよう、生活習慣病予防などの意識啓発やライフステージを通じた健康づくりなど、包括的な支援に取り組みます。また、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けることができるよう、関係機関との連携体制の充実に取り組みます。

- **ともに生き、助け合うまちを目指します。**

そのために、家庭や地域の中で、高齢者、障害のある人など、だれもがその人らしい自立した生活を送ることができるよう、ともに支え合い、ともに生きる社会の実現に取り組みます。

- **いきいきと活動するまちを目指します。**

そのために、市民や町内会・自治会などの各種団体による、地域コミュニティなどでの活動を通じて、地域の中で、自己実現や達成感を得ることができるよう、市民のさまざまな活動を尊重し地域の活性化につなげることに取り組みます。

成長をはぐくむ

子どもから高齢者まで、生涯を通じて成長し、さまざまなつながりを持ち続けることができるまちを目指します。

羽村市には、「人」「文化」「芸術」「歴史」「イベント」「自然」「施設」など、私たちの成長をはぐくむ、たくさんの要素があります。

子どもから高齢者まで、羽村市で過ごす人が、羽村市をフィールドとして成長し、羽村市に愛着を持ち、「ふるさと羽村市で子育てをしたい」「もっと羽村市のことを知りたい」「羽村市で得た知識や経験をまちの中で共有したい」という想いがさらに広がるよう、次のようなことに取り組みます。

● 子どもたちがすこやかに成長するまちを目指します。

そのために、だれもがのびのびと、安心して子どもを育てることができ、すべての子どもがすこやかに成長することができるよう、子どもの成長段階に応じた支援の充実に取り組みます。

● 子どもたちが生きる力を身につけるまちを目指します。

そのために、子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばし、「豊かな心」や「生きる力」を身につけることができるよう、義務教育9年間の連続した教育やデジタル技術を活用した確かな学力の育成に取り組むとともに、家庭と地域と学校が連携した、羽村市の特色を活かした教育に取り組みます。

● 地域で学び、つながり、活かすことができるまちを目指します。

そのために、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも楽しく学ぶ環境整備を図るとともに、羽村市の財産である「人」「文化」「芸術」「歴史」「自然」などを活かした学びが広がり、人や社会のために発揮・共有・継承されるように取り組みます。

スマートにくらす

自然環境を大切にしながら、日々の“くらし”の中で、便利さや快適さが感じられるまちを目指します。

羽村市は、市域の中央に商業施設や公共施設の多くが集まり、北東側には、工場などが集積する工業地域が、南西側には多摩川や水田などの豊かな自然環境があります。

9.9平方キロメートルの市域に、美しい自然と働く場があり、そして便利な生活を得ることができます。このような、これまでの羽村市のまちづくりの中で培ってきた環境を維持しながら、これから多方面へと活用が広がるオンラインによる取組みを新たに取り入れ、「教育」「介護」「買い物」「防災」「イベント」などの分野で活用し、市民生活がますます便利に、楽しくなるよう、次のようなことに取り組みます。

● 快適な都市環境が整うまちを目指します。

そのために、だれもが安全・安心・快適に暮らすことができるよう、道路、駅前広場、公園、水道、下水道などの都市基盤施設の整備や維持保全、公共交通の充実、自然と調和した良好なまちなみの維持に取り組みます。

● いつでもどこでもつながるスマートシティを目指します。

そのために、「人と人」や「人とモノ」が、いつでも、どこでもつながり、さらに生活が便利になるよう、新たな技術を活用する環境の整備や、さまざまな社会経済活動のICT化などに取り組みます。

● 自然を大切に、次世代につなぐまちを目指します。

そのために、3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの環境配慮行動を実践し、ごみの減量と排出の抑制に取り組みます。また、市内のみどりや水・空気の保全、生物多様性の確保などに取り組むことで、限られた資源を大切に、次世代に継承していくことに取り組みます。

● ゼロエミッションの地球にやさしいまちを目指します。

そのために、再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちづくりに取り組みます。

にぎわいを創る

市内経済活動の基盤強化や市内産業の活性化を図り、羽村市を訪れる人との交流の輪を広げることで、にぎわいがあふれるまちを目指します。

羽村市の経済活動をリードしてきた西東京工業団地の造成から50年が経過し、工場設備の老朽化や、企業の海外進出、輸送網の延伸などの社会の変化により、羽村市の産業を取り巻く環境は、変化の時期を迎えています。

市内の産業が元気で、人の交流が盛んであることは、まち全体に活気やにぎわいを与えます。市内には、きらりと光る技術や開発力などを持った魅力的な企業や事業所がたくさんあります。

すべての産業が、羽村市で長く活動しながら新たな価値を創造し、羽村市が新たな産業の拠点となることができるよう、また、羽村市を訪れる多くの人々が、羽村市の人々と楽しい時間を共有し、交流の輪が広がることで、羽村市に多くのにぎわいが生まれるよう、次のようなことに取り組みます。

● 先端技術産業が集まるまちを目指します。

そのために、産業振興と都市計画の両面から、先端技術産業などを始めとする企業誘致や、新たな産業の創出を図るとともに、産業集積による先端技術などの開発拠点を形成し、地域における産業連携を促進していくことに取り組みます。

● 市内産業が元気に活動するまちを目指します。

そのために、羽村市の経済活動を支える工業・商業・農業・観光業が、それぞれの事業者の個性を大切にしながら、相乗的に発展していけるよう、市内産業の魅力向上に取り組みます。

● 人が集まり、交流を生むまちを目指します。

そのために、市内産業の効果的な魅力発信や、多くの人が集い、交流が生まれる駅周辺などの基盤整備を行うとともに、羽村市に関わる人との交流を生み、まちに活気やにぎわいを創ることに取り組みます。

くらしを守る

災害や犯罪などから、自助・共助・公助により、私たちの“くらし”を守ることができるまちを目指します。

いつ起こるか分からない地震などの大規模災害への備えには、個人や地域での対策・訓練から、関係機関との相互の連携によるものまで、幅広い対応が必要になります。また、新たな感染症の発生では、一定の期間、私たちの日常が停止し、生活そのものが変わる状況も生じます。

犯罪や事故も同じです。住み慣れた地域が安全で、安心できる環境であるためには、関係機関との連携に加え、顔なじみの人による声掛けや注意など、一人ひとりが意識して行動することが大切です。私たちの“くらし”を守るため、次のようなことに取り組みます。

- **相互の連携・協力による、災害に強いまちを目指します。**

そのために、地震や気象災害、火災の発生などによる被害を最小限に抑えるため、市と市民・事業者、国、東京都、関係機関と相互に連携し、普段からの対策・訓練に取り組むことで、自助・共助・公助の強化に取り組めます。

- **犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまちを目指します。**

そのために、詐欺、盗難、空き巣などの犯罪や、交通事故などの被害を未然に防ぎ、安全な環境の中で、安心した日常生活を送ることができるよう、関係団体や関係機関との連携による対策強化や環境整備に取り組めます。

- **感染症などから日常のくらしを守り、安定した生活ができるまちを目指します。**

そのために、私たちの命や日常の暮らしに重大な影響を与えるおそれのある感染症などへの対策に取り組むとともに、市民生活や地域経済を安定的に維持することができるよう取り組めます。

6. 自治体運営の方針

「私たちのまち“はむら”の将来像」を実現するため、市と市民・事業者が連携した、基礎自治体としての運営方針を明らかにします。

自治体運営を進めるにあたっては、市が保有する経営資源を最大限に活用し、新たな時代に順応した行政サービスの提供や、健全な財政運営を行い、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

自治体運営の方針

1. 新たな時代に順応した行政サービスの提供

社会経済状況の急速な変化や市民生活の変容に対応するため、ICT等を活用した行政サービスの充実や、市と市民・事業者の情報共有を図る広報・広聴機能の充実、他の市町村との広域的な連携、多様な主体との連携強化、人材確保と育成など、新たな時代にあった行政サービスの提供に取り組みます。

2. 健全な財政運営

将来にわたって健全で安定的な財政運営を行うため、新たな財源の確保に取り組むとともに、人口規模や多様化する市民ニーズに合わせて行政サービスを見直すなど、限られた財源を効果的・効率的に活用し、財政基盤の強化を図ります。

第3部
基本計画

1. 基本計画の位置付けと構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来のまちの姿を実現するため、計画期間内に市が進める施策ごとの取組みの方向性を定めるものです。

基本計画は5年間で、基本構想の計画期間（10年間）のうち、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の前期5年間の計画を示しています。

基本構想（10年間）

将来像 まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら

私たちが大切にしたい

1. 「一人ひとり」を大切にします
2. 「人と人とのつながり」を大切にします
3. 「くらしやすさ」を大切にします
4. 一歩踏み出す「勇気」と「力」、「英知」を大切にします

未来を築く5つのコンセプト

自分らしく生きる

成長をはぐくむ

スマートにくらす

にぎわいを創る

くらしを守る

自治体運営の方針

1. 新たな時代に順応した行政サービスの提供
2. 健全な財政運営

前期基本計画（5年間）

1. コンセプト別計画 施策ごとの取組みの方向性

コンセプト1	コンセプト2	コンセプト3	コンセプト4	コンセプト5
自分らしく生きる	成長をはぐくむ	スマートにくらす	にぎわいを創る	くらしを守る

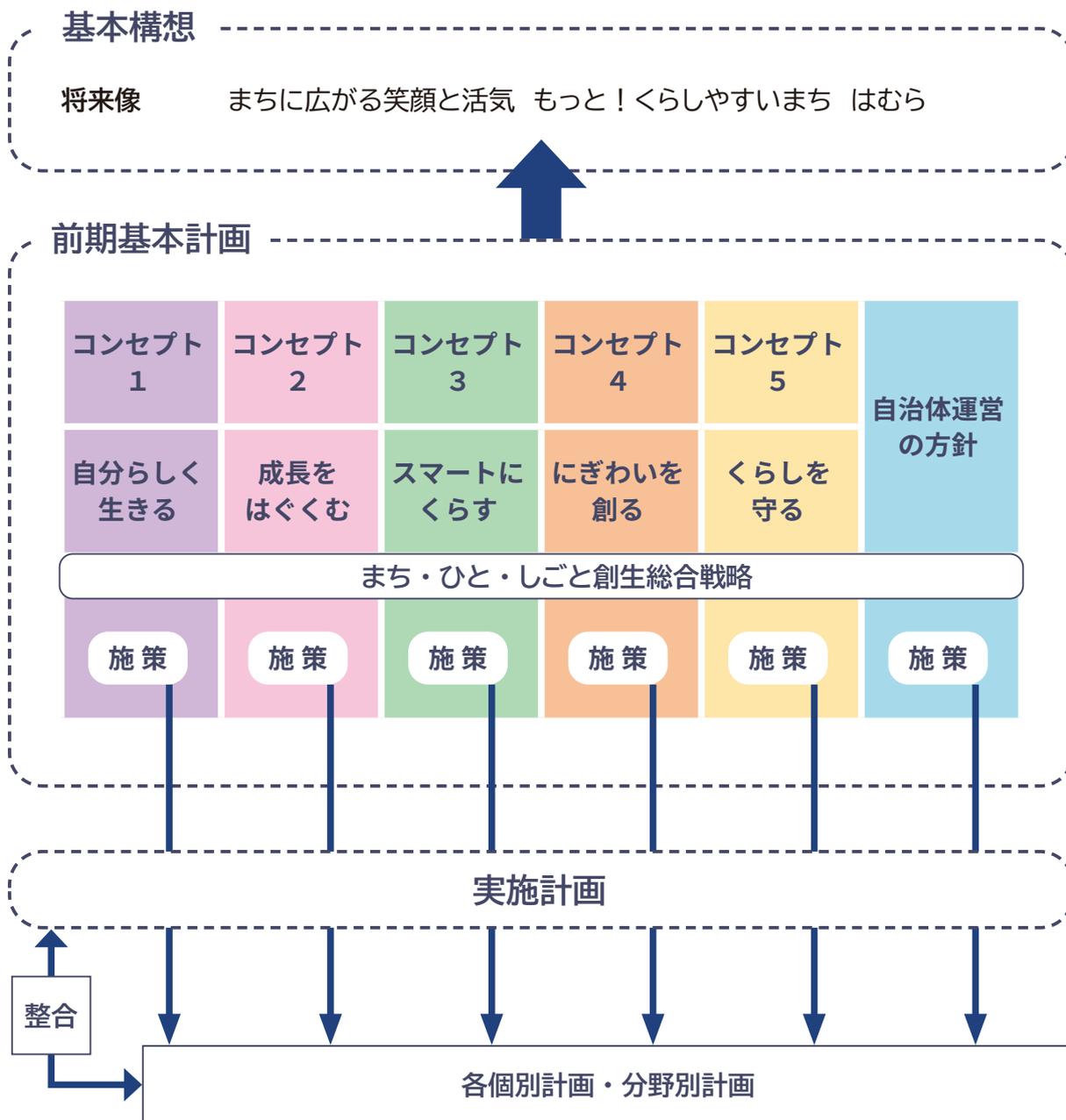
2. 自治体運営の方針

自治体運営の方針

実施計画（1年間）

2. 基本計画と個別計画・分野別計画との関係

長期総合計画は、市のまちづくりの最上位となる計画です。まちづくりのそれぞれの分野で策定する個別計画・分野別計画は、基本構想に示す将来像の実現のため、基本計画で示す施策に基づき、それぞれ推進するものとなります。



〈まち・ひと・しごと創生総合戦略について〉

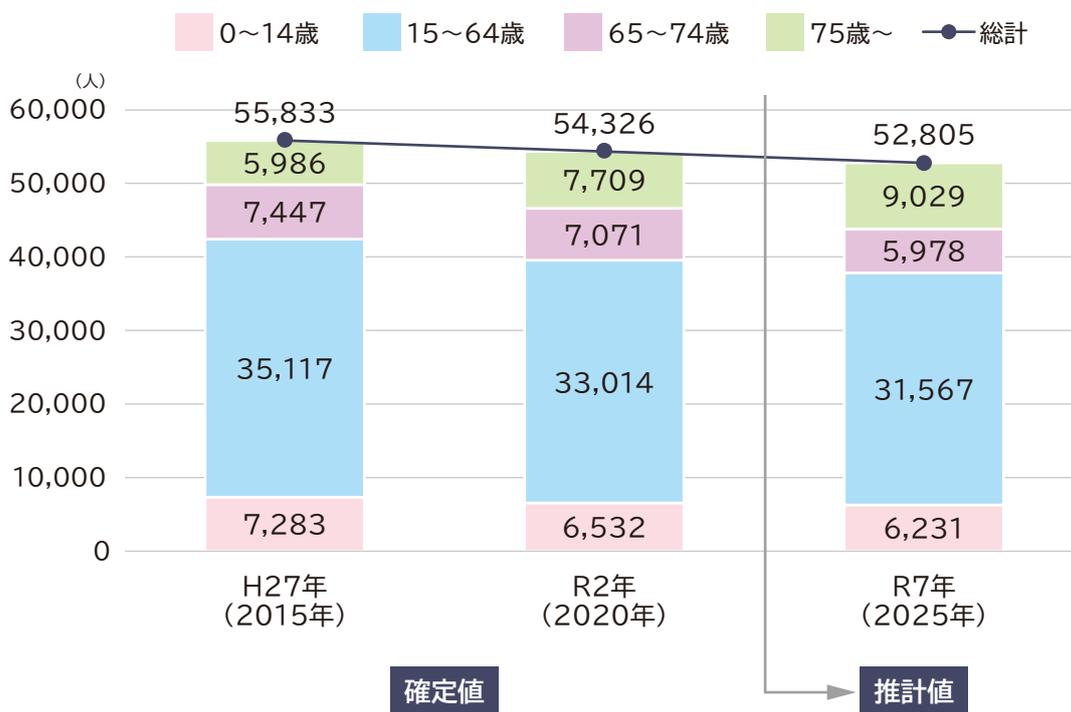
第六次羽村市長期総合計画基本計画は、地方創生に取り組む市の計画として、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含しています。また、基本計画における各コンセプト及び自治体運営の方針は、同戦略の基本目標として位置付けます。

3. 計画のフレーム

(1) 人口推計

基本計画期間内における推計人口は、52,805人(令和7(2025)年)を見込んでいます。市の人口は、令和2(2020)年国勢調査の確定値である54,326人から、5年間で1,500人程度の減少が見込まれています。

図表 国勢調査人口と推計人口（基準日：10月1日）



出典：平成27年・令和2年国勢調査
第六次羽村市長期総合計画基礎調査報告書（令和3(2021)年3月）

(2) 財政計画（予算）

社会経済情勢の急激な変化を受け、市の財政状況は大きく変化している最中にあることから、財政計画（予算）については、実施計画の策定に合わせて単年度ごとに示していきます。

4. コンセプト別計画及び自治体運営の方針

(1) 施策の体系

第六次羽村市長期総合計画 前期基本計画では、5つのコンセプト及び自治体運営の方針について、取組みの視点となる施策を定め、各施策には取組みの方向性が連なる形でまとめています。

コンセプト1

自分らしく
生きる

施策1 性別や国籍に関わらず、多様な価値観を認め、尊重するまち

方向性1 お互いを理解し、違いを尊重し合う意識の醸成

方向性2 国際理解・多文化共生の推進

方向性3 平和な未来の創造

施策2 元気に生活することができるまち

方向性1 心身の健康づくりの支援

方向性2 医療提供体制の充実

方向性3 運動機会の提供

施策3 とともに生き、助け合うまち

方向性1 支援が必要な人を地域で支え合う

施策4 いきいきと活動するまち

方向性1 生きがいづくりの支援

方向性2 地域活動による地域コミュニティの活性化

コンセプト2

成長を
はぐくむ

施策1 子どもたちがすこやかに成長するまち

方向性1 子育て家庭への支援

方向性2 支え合いによる子育ての推進

施策2 子どもたちが生きる力を身につけるまち

方向性1 発達や学びの継続的な支援

方向性2 学校教育の充実

方向性3 社会を担う意識の醸成

施策3 地域で学び、つながり、活かすことができるまち

方向性1 だれもがいつでもどこでも学習できる機会の創出

方向性2 交流を通じた学びの創出

方向性3 新たな学びや学びの深化につなげる

コンセプト3

スマートに くらす

- 施策1 快適な都市環境が整うまち
 - 方向性1 快適で生活しやすい環境の整備
 - 方向性2 公共施設の機能充実
- 施策2 いつでもどこでもつながるスマートシティ
 - 方向性1 ICTの活用促進
 - 方向性2 先端技術の活用
- 施策3 自然を大切にし、次世代につなぐまち
 - 方向性1 ごみの減量と資源化の促進
 - 方向性2 自然環境の保全
- 施策4 ゼロエミッションの地球にやさしいまち
 - 方向性1 環境に配慮した取組みの推進

コンセプト4

にぎわいを 創る

- 施策1 先端技術産業が集まるまち
 - 方向性1 羽村市への進出の支援
 - 方向性2 企業間などのつながりの強化
 - 方向性3 産業分野間の連携の強化
- 施策2 市内産業が元気に活動するまち
 - 方向性1 継続的な操業や立地の支援
 - 方向性2 新たなチャレンジの支援
 - 方向性3 人材の確保や育成の支援
- 施策3 人が集まり、交流を生むまち
 - 方向性1 羽村市の魅力の向上
 - 方向性2 来訪者とのつながりの創出
 - 方向性3 羽村市の魅力の発信

コンセプト5

くらしを守る

施策1 相互の連携・協力による、災害に強いまち

方向性1 関係機関との連携の強化

方向性2 防災に関する知識や災害時の対応方法などの習得支援

方向性3 災害に強い環境の整備

方向性4 災害時に安心して生活できる環境の整備

施策2 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち

方向性1 犯罪防止対策の強化

方向性2 交通事故などの防止

方向性3 地域との連携の強化

方向性4 基地対策の強化

施策3 感染症などから日常のくらしを守り、安定した生活ができるまち

方向性1 医療体制の確保

方向性2 情報共有の推進

方向性3 経済的な支援

施策1 新たな時代に順応した行政サービスの提供

方向性1 利便性の高い行政サービスの提供

方向性2 機能的かつ弾力的な行政運営の推進

方向性3 職員の育成・活用

方向性4 官民連携の推進

方向性5 自治体間の広域連携の推進

施策2 健全な財政運営

方向性1 人口動態や財政状況を踏まえた事務事業の改善・見直し

方向性2 安定的な歳入の確保

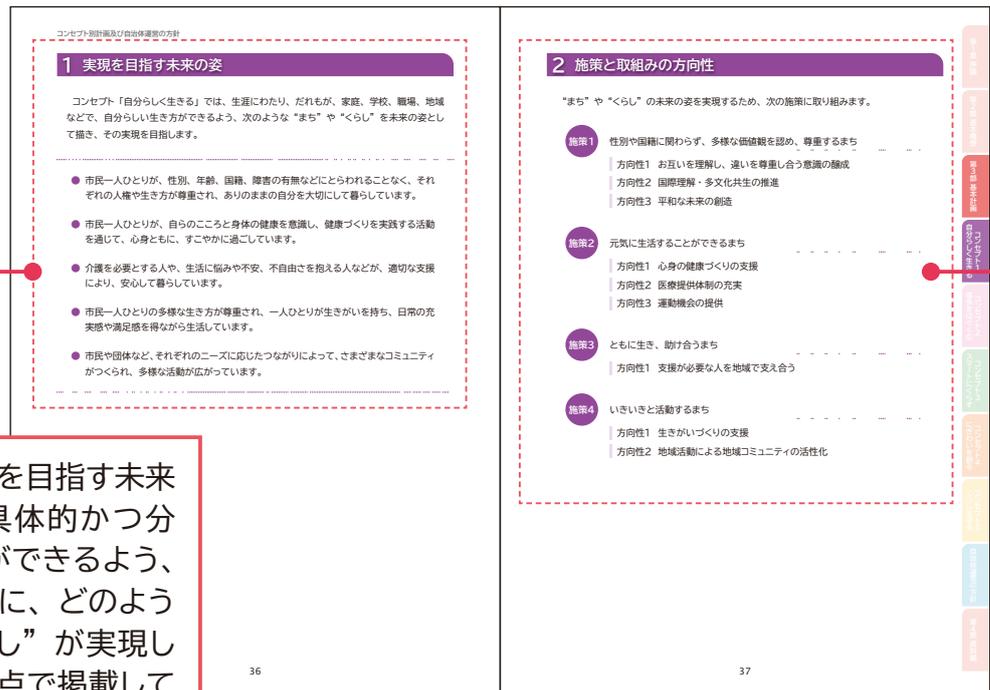
方向性3 新たな財源の確保

方向性4 持続可能な公共施設マネジメントの推進

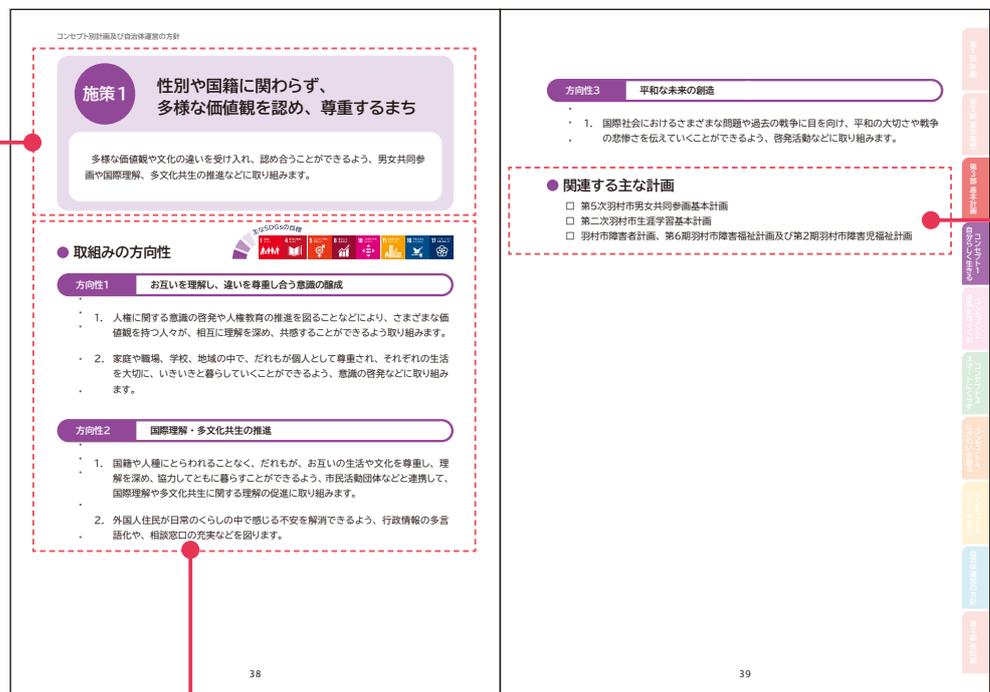
方向性5 財務マネジメントの強化

自治体運営の方針

(2) ページの見方



コンセプトで、「実現を目指す未来の姿」について、具体的かつ分かりやすくイメージができるよう、基本構想の終了年度に、どのような“まち”や“暮らし”が実現しているのかという視点で掲載しています。



施策の名称と、基本構想で掲げる取組みの概要を掲載しています。

施策において、注力していく取組みの方向性を示しています。各施策、1～7つの取組みの方向性を示しています。また、各取組みに関連する、主なSDGsの目標を表示しています。※SDGsの目標については、「基本計画とSDGsとの関係」(P.95～)に、一覧を掲載し、整理しています。

コンセプト内の施策と
取組みの方向性を掲
載しています。

コンセプト別計画及び自治体運営の方針
令和2年度 羽村市 自治体運営の方針

3 まちづくりの指標

コンセプト「自分らしく生きる」では、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度などを指標とし、その満足度を上回るように取り組みます。
なお、計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組みなどを踏まえ、総合的な視点で実施します。

指標の項目	基準となる 市民満足度 (令和2(2020)年度実績) ※令和2年度羽村市世論調査結果
1 共生社会を推進していく取組み	60.4%
2 外国人も暮らしやすいまちづくり	56.5%
3 各種団体(町内会・自治会や市民団体等)への活動支援	63.4%
4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるための取組み	70.4%
5 障害のある方が地域の中で安心して暮らせるための取組み	61.2%
6 生活保護世帯などへの支援など	59.3%
7 地域福祉	71.7%
8 市民の健康づくりの取組み	68.4%
9 医療体制や福生病院の支援	53.9%

(※)市民満足度…令和2年度市政世論調査で把握した各項目の満足度
(「満足である」+「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計)

44

施策に関連する、
主な市の個別計
画・分野別計画を
示しています。

コンセプトで実現を目指す“まち”
や“くらし”の進捗を図るため、ま
ちづくりの指標を設定します。

令和2年度羽村市市政世論調査の
満足度を図る項目から、コンセプト
に関連する項目などを指標として
います。

コンセプト1

自分らしく生きる

1 実現を目指す未来の姿

コンセプト「自分らしく生きる」では、生涯にわたり、だれもが、家庭、学校、職場、地域などで、自分らしい生き方ができるよう、次のような“まち”や“暮らし”を未来の姿として描き、その実現を目指します。

- 市民一人ひとりが、性別、年齢、国籍、障害の有無などにとらわれることなく、それぞれの人権や生き方が尊重され、ありのままの自分を大切に暮らしています。
- 市民一人ひとりが、自らのこころと身体の健康を意識し、健康づくりを実践する活動を通じて、心身ともに、すこやかに過ごしています。
- 介護を必要とする人や、生活に悩みや不安、不自由さを抱える人などが、適切な支援により、安心して暮らしています。
- 市民一人ひとりの多様な生き方が尊重され、一人ひとりが生きがいを持ち、日常の充実感や満足感を得ながら生活しています。
- 市民や団体など、それぞれのニーズに応じたつながりによって、さまざまなコミュニティが生まれ、多様な活動が広がっています。

2 施策と取組みの方向性

“まち” や “くらし” の未来の姿を実現するため、次の施策に取り組みます。

施策1 性別や国籍に関わらず、多様な価値観を認め、尊重するまち

方向性1 お互いを理解し、違いを尊重し合う意識の醸成

方向性2 国際理解・多文化共生の推進

方向性3 平和な未来の創造

施策2 元気に生活することができるまち

方向性1 心身の健康づくりの支援

方向性2 医療提供体制の充実

方向性3 運動機会の提供

施策3 とともに生き、助け合うまち

方向性1 支援が必要な人を地域で支え合う

施策4 いきいきと活動するまち

方向性1 生きがいづくりの支援

方向性2 地域活動による地域コミュニティの活性化

施策1

性別や国籍に関わらず、 多様な価値観を認め、尊重するまち

多様な価値観や文化の違いを受け入れ、認め合うことができるよう、男女共同参画や国際理解、多文化共生の推進などに取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

お互いを理解し、違いを尊重し合う意識の醸成

- 1. 人権に関する意識の啓発や人権教育の推進を図ることなどにより、さまざまな価値観を持つ人々が、相互に理解を深め、共感することができるよう取り組みます。
- 2. 家庭や職場、学校、地域の中で、だれもが個人として尊重され、それぞれの生活を大切に、いきいきと暮らしていくことができるよう、意識の啓発などに取り組みます。

方向性2

国際理解・多文化共生の推進

- 1. 国籍や人種にとらわれることなく、だれもが、お互いの生活や文化を尊重し、理解を深め、協力してともに暮らすことができるよう、市民活動団体などと連携して、国際理解や多文化共生に関する理解の促進に取り組みます。
- 2. 外国人住民が日常のくらしの中で感じる不安を解消できるよう、行政情報の多言語化や、相談窓口の充実などを図ります。

方向性3

平和な未来の創造

1. 国際社会におけるさまざまな問題や過去の戦争に目を向け、平和の大切さや戦争の悲惨さを伝えていくことができるよう、啓発活動などに取り組みます。

● 関連する主な計画

- 第5次羽村市男女共同参画基本計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画
- 羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児福祉計画

施策2

元気に生活することができるまち

生涯にわたって、健康で明るく元気に生活できるよう、生活習慣病予防などの意識啓発やライフステージを通じた健康づくりなど、包括的な支援に取り組みます。また、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けることができるよう、関係機関との連携体制の充実に取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

心身の健康づくりの支援

1. 運動と適切な食生活による健康づくりの重要性を理解し、日常生活の中で手軽に楽しく実践できるよう、イベントや講座などを開催し、健康づくりの意識向上に取り組みます。
2. こころや身体の不調を早期に発見することができるよう、悩みを抱える人のサインに気づくための取組みを推進します。
3. こころの健康が保てるよう、メンタルヘルスへの意識や関心を一人ひとりが高め、正しい知識や対策を習得できるよう取り組むとともに、相談しやすい体制を整えます。
4. フレイル・認知症予防などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるための支援を進めます。
5. 心身の状態の定期的な確認や病気に対する予防ができるよう、各種健康診査、各種予防接種などに取り組みます。

方向性2

医療提供体制の充実

1. 住み慣れた地域で、安心して医療を受けることができるよう、地域の医療提供体制の充実に取り組みます。

方向性3

運動機会の提供

1. 気軽に運動ができるよう、関係団体と連携し、さまざまな運動機会の提供に取り組みます。
2. 高齢者や障害のある人などの健康増進を図るため、スポーツを通じた健康づくりのイベントなどの開催に取り組みます。

● 関連する主な計画

- 第五次羽村市地域福祉計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画
- 羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画
- 羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児福祉計画
- 羽村市健康増進計画「健康はむら 21(第二次)」
- 羽村市自殺対策計画
- 羽村市スポーツ推進計画
- 第2期羽村市国民健康保険データヘルス計画
- 羽村市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)

用語解説

- ・フレイル：高齢者の筋力や活動が低下している状態(虚弱)。

施策3

ともに生き、助け合うまち

家庭や地域の中で、高齢者、障害のある人など、だれもがその人らしい自立した生活を送ることができるよう、ともに支え合い、ともに生きる社会の実現に取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

支援が必要な人を地域で支え合う

1. 経済的理由や家庭状況などにより、生活への支援が必要な人への経済的支援や自立支援などに取り組みます。
2. 高齢者、障害のある人やその家族が、自分らしく生活することができるよう、生活支援や就労支援、自立支援などに取り組みます。
3. 社会福祉協議会や民生・児童委員、福祉に関わる団体などの多様な主体と連携し、支援が必要な人を支えられるよう、連携体制を強化するなど、支援の充実に取り組みます。
4. 生きづらさを感じ、不安や悩みを抱える一人ひとりに寄り添い、一緒に解決することができるよう、相談体制や支援体制の充実に努めます。
5. 高齢者やその家族が、住み慣れた地域で継続して生活していけるよう、地域包括ケアシステムの充実に努めます。

関連する主な計画

- 第五次羽村市地域福祉計画
- 羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画
- 羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児福祉計画
- 羽村市自殺対策計画
- 第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画

用語解説

- ・地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供していく仕組みのこと。

施策4

いきいきと活動するまち

市民や町内会・自治会などの各種団体による、地域コミュニティなどでの活動を通じて、地域の中で、自己実現や達成感を得ることができるよう、市民のさまざまな活動を尊重し地域の活性化につなげることに取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

生きがいつくりの支援

1. だれもが、日々の生活に充実感や楽しさを感じることができるよう、さまざまな生きがいつくりや生きがいの発見に向けた支援に取り組みます。
2. 多様な手法による交流の場を創出することなどにより、地域の中で人とのつながりを作るための支援に取り組みます。

方向性2

地域活動による地域コミュニティの活性化

- 1. 町内会・自治会をはじめとした、市民や団体などの活動に興味を持ち、市民相互のつながりが増えるよう、気軽に参加しやすい環境づくりの支援に取り組みます。
- 2. 多様な市民団体が、自立的に活動し、地域の中で活躍できるよう支援します。
- 3. 地域で活動する団体間の交流の場や、情報交換の機会を増やすことなどにより、地域におけるさまざまな活動が地域コミュニティの活性化につながるよう支援します。
- 4. 高等学校や大学などと連携した取組みの推進により、若い世代のまちづくりへの参加促進を図ります。

関連する主な計画

- 第五次羽村市地域福祉計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画
- 羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

3 まちづくりの指標

コンセプト「自分らしく生きる」では、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度などを指標とし、その満足度を上回るように取り組みます。

なお、計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組みなどを踏まえ、総合的な視点で実施します。

指標の項目		基準となる 市民満足度 (令和2(2020)年度実績) ※令和2年度市政世論調査数値
1	共生社会を推進していく取組み	60.4%
2	外国人も暮らしやすいまちづくり	56.5%
3	各種団体(町内会・自治会や市民団体等)への活動支援	63.4%
4	高齢者がいきいきと安心して暮らせるための取組み	70.4%
5	障害のある方が地域の中で安心して暮らせるための取組み	61.2%
6	生活保護世帯などへの支援など	59.3%
7	地域福祉	71.7%
8	市民の健康づくりの取組み	68.4%
9	医療体制や福生病院の支援	53.9%

(※)市民満足度…令和2年度市政世論調査で把握した各項目の満足度(「満足である」+「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計)。

コンセプト2

成長をはぐくむ

1 実現を目指す未来の姿

コンセプト「成長をはぐくむ」では、子どもから高齢者まで、生涯を通じて成長し、さまざまなつながりを持ち続けることができるよう、次のような“まち”や“暮らし”を未来の姿として描き、その実現を目指します。

- 妊娠期から出産・子育て期を通じ、健康・教育・経済・生活などのさまざまな面から、切れ目のない継続的な支援が行われ、安心して子どもを産み、育てる環境が整っています。
- 保育・幼児教育、義務教育や、地域での体験活動など、子どもの成長に合わせたさまざまな環境が充実し、子どもや若者が、生きる力を養い、これからの時代を担う豊かな人間性や社会性を身につけて、成長しています。
- あらゆる世代の市民が、いつでもどこでも学習する機会を有し、それらを活用した生涯学習に主体的に取り組んでいます。
- 学びの成果が地域に活かされ、新たな学びや学びの深化へとつながり、さらに、学習や交流を通じて、地域や人との結びつきが深まることで、羽村市への愛着が育まれています。

2 施策と取組みの方向性

“まち” や “くらし” の未来の姿を実現するため、次の施策に取り組みます。

施策1 子どもたちがすこやかに成長するまち

- 方向性1 子育て家庭への支援
- 方向性2 支え合いによる子育ての推進

施策2 子どもたちが生きる力を身につけるまち

- 方向性1 発達や学びの継続的な支援
- 方向性2 学校教育の充実
- 方向性3 社会を担う意識の醸成

施策3 地域で学び、つながり、活かすことができるまち

- 方向性1 だれもがいつでもどこでも学習できる機会の創出
- 方向性2 交流を通じた学びの創出
- 方向性3 新たな学びや学びの深化につなげる

施策1

子どもたちがすこやかに成長するまち

だれもがのびのびと、安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもがすこやかに成長することができるよう、子どもの成長段階に応じた支援の充実に取り組めます。

主なSDGsの目標



取組みの方向性

方向性1

子育て家庭への支援

1. 妊娠期から、出産・子育て期を通じ、子どもたちのすこやかな成長や発達を支援します。
2. 妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み、経済的負担などを軽減するため、相談体制の充実や経済的な支援に取り組めます。
3. 子育て家庭のニーズや子どもの発達段階に応じた保育や幼児教育が受けられるよう、保育サービスなどを提供する事業所等と連携し、保育や幼児教育の更なる充実に取り組めます。
4. 家庭における親子のふれあい、豊かな関係性の構築方法や、子育ての心構えなどを理解するための講座を開催するなど、子育て力の向上につながる取組みを進めます。

方向性2

支え合いによる子育ての推進

1. さまざまな団体などと連携し、子育てに関する悩みの解消や、リフレッシュする場の提供など、子育て家庭を支える体制づくりに取り組みます。
2. 子育て家庭が、ともに支え合いながら子育てができるよう、意見交換の場や仲間づくりの支援に取り組みます。
3. 子どもや若者が地域の中で、安全に、安心して過ごすことができるよう、地域・団体などの主体的な活動の支援や、放課後などの居場所づくりを進めます。

● 関連する主な計画

- 第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画
- 羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児福祉計画

施策2

子どもたちが生きる力を身につけるまち

子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばし、「豊かな心」や「生きる力」を身につけることができるよう、義務教育9年間の連続した教育やデジタル技術を活用した確かな学力の育成に取り組むとともに、家庭と地域と学校が連携した、羽村市の特色を活かした教育に取り組めます。

取組みの方向性



方向性1

発達や学びの継続的な支援

1. 子どもの成長段階に応じた、保育や幼児教育の更なる充実に取り組めます。
2. 保育園、幼稚園などと学校、保護者が相互に連携し、子どもの発達や学びの連続性に配慮した体制づくりに努めます。

方向性2

学校教育の充実

1. 9年間の義務教育を系統的で、きめ細やかな指導を積み重ねる中で、子どもたちが基礎的・基本的な力を身につけるとともに、子どもたちの可能性を引き出し、伸ばす学びに取り組めます。
2. 時代の変化を見据えた学校教育を推進するとともに、教員の指導力の向上に取り組めます。
3. 保護者や地域の人々が学校教育などに対する目標や課題を共有し、学びや成長に関わることができるよう、地域とともにある学校づくりに取り組めます。
4. 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援、相談体制の充実に取り組めます。
5. 学校施設や設備などの教育環境の充実に取り組めます。

方向性3

社会を担う意識の醸成

1. 子どもや若者が、地域との関わりを持ち、世代の異なる人たちとふれあう中で、コミュニケーション能力や思いやりの心を身につけることができるよう取り組みます。
2. 創造力やチャレンジ精神、リーダーシップなどを養うことができるよう、体験事業や社会貢献活動への参加促進を図ります。
3. 地域との関わりやつながりを持ち続けることができるよう、市や町内会・自治会、地域の団体等の行事などに積極的に参加する意識の醸成に取り組みます。

● 関連する主な計画

- 第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画
- 第3次羽村市小中一貫教育基本計画
- 羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児福祉計画

施策3

地域で学び、つながり、 活かすことができるまち

子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも楽しく学ぶ環境整備を図るとともに、羽村市の財産である「人」「文化」「芸術」「歴史」「自然」などを活かした学びが広がり、人や社会のために発揮・共有・継承されるように取り組みます。

取組みの方向性



方向性1

だれもがいつでもどこでも学習できる機会の創出

1. 市民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう、文化、芸術、スポーツや、生活に役立つ知識などの学習機会の提供に取り組みます。
2. 教育機関や団体・企業などとの連携を通じて、学びのきっかけや学びの場づくりに取り組みます。
3. 市内の文化や歴史、自然を活かした学習機会の提供に取り組みます。
4. 学習しやすい環境を提供できるよう、学習施設や学習環境の充実を図ります。
5. スポーツを楽しむ機会の創出に向け、運動施設や公園設備の充実、民間企業や他自治体の運動施設も共同・広域利用ができるよう、連携体制の構築に取り組みます。

方向性2

交流を通じた学びの創出

1. 子どもから高齢者まで、世代を超えて交流し、ともに学び合うことができる機会の創出に取り組みます。
2. さまざまな国や地域との交流、連携を通じて、その国や地域とのつながりを深め、自らの学びを深化させることができるよう取り組みます。
3. 関係団体と連携した運動機会の提供や、スポーツ活動・レクリエーション活動などを通じた、市民同士の交流を推進します。

方向性3

新たな学びや学びの深化につなげる

1. 個人の更なる学習意欲を向上させ、新たな学びにつなげることができるよう、学びの成果を地域や市民に還元し、ともに学び合うことができる機会の創出に取り組みます。
2. 学びを通じて、人と人との交流が深まり、地域への愛着が生まれるよう、地域と連携した学習の場づくりに取り組みます。
3. 時代の変化を見据えたさまざまなテーマの講座を開催するなど、新たな学びに出会える機会の創出に取り組みます。

● 関連する主な計画

- 第二次羽村市生涯学習基本計画
- 羽村市スポーツ推進計画
- 第四次羽村市子ども読書活動推進計画

3 まちづくりの指標

コンセプト「成長をはぐくむ」では、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度などを指標とし、その満足度を上回るように取り組みます。

なお、計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組みなどを踏まえ、総合的な視点で実施します。

指標の項目		基準となる 市民満足度 (令和2(2020)年度実績) ※令和2年度市政世論調査数値
1	子育て支援	70.2%
2	家庭教育・幼児教育の充実	59.6%
3	小・中学校での教育活動や学習環境	61.8%
4	青少年健全育成の取組み	62.8%
5	生涯学習環境の整備	72.8%
6	生涯学習に対する活動支援や学習プログラムの充実	64.9%
7	文化・芸術	67.8%
8	スポーツ・レクリエーション活動	67.8%
9	羽村の歴史・文化を保護・継承するための学習環境づくり	71.2%

(※)市民満足度…令和2年度市政世論調査で把握した各項目の満足度(「満足である」+「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計)。

コンセプト3

スマートにくらす

1 実現を目指す未来の姿

コンセプト「スマートにくらす」では、自然環境を大切にしながら、日々の“くらし”の中で、便利さや快適さを感じられるよう、次のような“まち”や“くらし”を未来の姿として描き、その実現を目指します。

- 市街地の再編整備や改善など、都市基盤施設の機能の更新が進み、都市基盤が強化され、良好な住環境が創出されています。
- オンラインで、「人と人」や「人とモノ」が、いつでも、どこでも、つながることができ、暮らしのさまざまな分野で ICT が活用され、便利で快適な暮らし方や働き方などができています。
- 市民、事業者がごみの減量や資源化に取り組み、資源循環型社会の形成が進んでいます。
- 自然との触れ合いにより、身近な自然を大切にする気持ちが芽生え、環境にやさしく暮らしています。
- 再生可能エネルギーの導入がさらに進み、二酸化炭素の排出量が少ない、持続可能で地球にやさしい暮らし方が普及し、人と自然、生き物、都市が調和した社会環境が作られています。

2 施策と取組みの方向性

“まち” や “くらし” の未来の姿を実現するため、次の施策に取り組みます。

施策1 快適な都市環境が整うまち

方向性1 快適で生活しやすい環境の整備

方向性2 公共施設の機能充実

施策2 いつでもどこでもつながるスマートシティ

方向性1 ICTの活用促進

方向性2 先端技術の活用

施策3 自然を大切にし、次世代につなぐまち

方向性1 ごみの減量と資源化の促進

方向性2 自然環境の保全

施策4 ゼロエミッションの地球にやさしいまち

方向性1 環境に配慮した取組みの推進

施策1

快適な都市環境が整うまち

だれもが安全・安心・快適に暮らすことができるよう、道路、駅前広場、公園、水道、下水道などの都市基盤施設の整備や維持保全、公共交通の充実、自然と調和した良好なまちなみの維持に取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

快適で生活しやすい環境の整備

1. 土地区画整理事業などにより、多くの人々が利用する駅周辺や都市計画道路など、都市基盤施設の整備・更新に取り組みます。
2. 地区独自の特性を生かし、良好な都市環境を形成・保全できるよう、地区計画などにより、適切な土地利用への誘導・促進に取り組みます。
3. だれもが快適かつ安全に市内を移動することができるよう、道路のバリアフリー化や歩道のネットワーク化などの道路環境の整備に取り組みます。
4. 関係機関との連携を図りながら、広域交通網や公共交通機関の充実に取り組みます。
5. 道路などの交通施設の点検、改修、改良工事等、計画的な維持管理・保全に取り組みます。
6. 水道施設及び下水道施設の計画的な更新や、適切な維持管理の推進を図り、災害にも備えた対策となるよう取り組みます。
7. 空き家等の適正な管理と利活用の促進に取り組みます。

方向性2

公共施設の機能充実

1. 公園や児童遊園が、みどり豊かで、多くの人の憩いの場、遊びや運動の場として、また、災害時には地域の拠点として機能するよう、公園環境の充実に取り組みます。
2. 市民や団体などの利用ニーズに合わせ、公共施設の更新や長寿命化、複合化などに取り組みます。

● 関連する主な計画

- 羽村市都市計画マスタープラン
- 羽村駅西口土地区画整理事業 事業計画
- 羽村市公共施設等総合管理計画
- 第二次羽村市産業振興計画
- 第二次羽村市水道ビジョン
- 羽村市下水道総合計画
- 羽村市公共建築物維持保全計画
- 羽村市道路維持保全計画
- 羽村市橋梁長寿命化修繕計画
- 羽村市公園等施設維持保全計画
- 羽村市学校施設長寿命化計画
- 羽村市営住宅長寿命化計画

用語解説

- ・都市基盤施設：道路、公園、水道、下水道などの生活や産業の基盤となる施設。
- ・歩道のネットワーク化：安全に、安心して歩行し、散策できるよう、域内の歩道がつながるように歩道の整備をすること。

施策2

いつでもどこでもつながる スマートシティ

「人と人」や「人とモノ」が、いつでも、どこでもつながり、さらに生活が便利になるよう、新たな技術を活用する環境の整備や、さまざまな社会経済活動のICT化などに取り組みます。



● 取組みの方向性

方向性1

ICTの活用促進

1. 自宅で簡単に手続きを行うことができるよう、マイナンバーカードなどを活用した行政手続きのオンライン化や、市が主催する講座等へのICTの活用に取り組みます。
2. 市内の経済活動や社会活動がさらに便利になるよう、商店や事業所と連携し、決済手段のキャッシュレス化、情報発信手段のデジタル化などの推進に取り組みます。
3. 公共施設を中心に、市内のさまざまな場所で、迅速にオンラインでつながることができるよう、Wi-Fi環境の充実を図ります。
4. ICTを活用した先進事例などの情報を収集し、市民や事業者と共有するとともに、利便性の高いICTの活用に向けた取組みを推進します。
5. だれもが、ICTを日常生活に取り入れ、便利で快適な生活を享受できるよう、デジタルデバイドの解消に関係機関などと連携して取り組みます。

方向性2

先端技術の活用

1. 市民の利便性の向上や、行政事務の効率化を進めるため、AI、IoTやRPAなどの技術を行政サービス等に活用します。
2. 国、東京都や民間事業者などと連携し、社会の幅広い分野でのDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。

● 関連する主な計画

- 第二次羽村市産業振興計画

用語解説

- ・ICT (Information and Communication Technology)：情報通信技術。通信技術を用いて情報を共有するなどコミュニケーションが含まれる。
- ・Wi-Fi：インターネットのネットワークに無線で接続する技術。
- ・デジタルデバイド：情報格差。インターネットなど、情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じるさまざまな格差のこと。
- ・AI (Artificial Intelligence)：人工知能。コンピューターのプログラムを用いて、人間の知的行動を人工的に再現すること。
- ・IoT (Internet of Things)：モノのインターネット。あらゆるものがインターネットにつながる仕組み。
- ・RPA (Robotic Process Automation)：単純な仕事を人に代わり自動的に情報処理をする技術。
- ・DX (デジタル・トランスフォーメーション)：ICTを活用し、生活をあらゆる場面でより良い方向に変化させていくこと。

施策3

自然を大切にし、次世代につなぐまち

3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの環境配慮行動を実践し、ごみの減量と排出の抑制に取り組めます。また、市内のみどりや水・空気の保全、生物多様性の確保などに取り組むことで、限られた資源を大切にし、次世代に継承していくことに取り組めます。



● 取り組みの方向性

方向性1

ごみの減量と資源化の促進

1. ごみの排出抑制や分別の徹底などにより、ごみの減量と資源化に取り組めます。
2. 適切で安定した廃棄物処理を継続するため、廃棄物処理施設の計画的な修繕を実施し、施設機能の維持保全を図るとともに、周辺地域における共同処理、民間活力の導入などに取り組めます。

方向性2

自然環境の保全

1. 自然に触れることの楽しさや、自然を守ることの大切さなどを学ぶ機会の提供に取り組めます。
2. 多様な生物が生息できる環境の維持に努め、生物多様性の確保に取り組めます。
3. 都市計画緑地や保存樹林地、生産緑地など、市内のみどりの維持・保全や適正管理に取り組むとともに、まちなかの緑化の推進に取り組めます。
4. 人や動植物に優しい都市環境を保全するため、大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭などの状況把握に取り組めます。

● 関連する主な計画

- 羽村市環境とみどりの基本計画
- 羽村市地球温暖化対策地域推進計画
- 羽村市一般廃棄物処理基本計画
- 羽村市分別収集計画
- 第二次羽村市産業振興計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画

施策4

ゼロエミッションの地球にやさしいまち

再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちづくりに取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

環境に配慮した取組みの推進

1. 地球温暖化を防止するため、市民や事業者の省エネルギー行動や再生可能エネルギーの使用を促進し、二酸化炭素の排出抑制に取り組みます。
2. 日常生活や事業活動に伴う環境への負荷を減らすため、具体的な取組みや数値目標などを市民や事業者と共有し、環境配慮行動の実践を促進します。
3. 市域の環境負荷の軽減を図るため、シェアリングエコノミーの普及促進などに、民間事業者等と連携して取り組みます。
4. 公共施設における低炭素化の推進に取り組むとともに、市のさまざまな事務事業において、環境に配慮した取組みを進めます。

関連する主な計画

- 羽村市環境とみどりの基本計画
- 羽村市地球温暖化対策地域推進計画
- 羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画

用語解説

- ・シェアリングエコノミー：個人等が保有する活用可能な資産などを、インターネット上のマッチングを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

3 まちづくりの指標

コンセプト「スマートにくらす」では、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度を指標とし、その満足度を上回るように取り組みます。

なお、計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組みなどを踏まえ、総合的な視点で実施します。

指標の項目		基準となる 市民満足度 (令和2(2020)年度実績) ※令和2年度市政世論調査数値
1	市街地整備の推進	40.7%
2	地域特性にあった土地利用	49.3%
3	道路の整備状況	50.4%
4	広域交通や市内の交通網の充実	58.4%
5	市内の公園	72.3%
6	市独自の水道事業	83.1%
7	公共下水道の整備	76.6%
8	都市環境の向上	60.4%
9	自然環境の保全	78.8%
10	循環型社会の構築	71.7%

(※)市民満足度…令和2年度市政世論調査で把握した各項目の満足度
 (「満足である」 + 「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計)。

コンセプト4

にぎわいを創る

1 実現を目指す未来の姿

コンセプト「にぎわいを創る」では、市内経済活動の基盤強化や市内産業の活性化を図り、羽村市を訪れる人との交流の輪を広げることで、にぎわいがあふれるよう、次のような“まち”や“くらし”を未来の姿として描き、その実現を目指します。

- 企業の誘致や支援に取り組む中で、多くの企業・事業所が羽村市に集まり、創業が進み、新たな技術やサービスが生まれています。また、新しいアイデアを持った人が市内に集まり、活気が生み出されています。
- 市内の企業等が、業種の垣根を越えて、さまざまな場面で交流し、連携が生まれることで、新たな価値が創出され、市内産業全体が活気に満ちています。
- 多くの企業等が継続的に羽村市内で操業し、市民の雇用機会の創出や、定住の促進、地域の活性化につながっています。
- 地域に根差した都市農業が安定的に営まれ、安全・安心な農産物が市内に流通し、多面的な機能を持つ農地の保全と有効活用が図られています。
- 市民・事業者が市内での行事やイベントをともに盛り上げており、また、市への来訪者が、さまざまな場所を訪れ、市民とふれあう中で、羽村市の魅力を感じています。
- 楽しい時間を過ごせる羽村市の魅力が、人との交流やさまざまな媒体を活用した情報の交流などを通じて、国内各地や海外へと広がっています。

2 施策と取組みの方向性

“まち” や “くらし” の未来の姿を実現するため、次の施策に取り組みます。

施策1 先端技術産業が集まるまち

- 方向性1 羽村市への進出の支援
- 方向性2 企業間などのつながりの強化
- 方向性3 産業分野間の連携の強化

施策2 市内産業が元気に活動するまち

- 方向性1 継続的な操業や立地の支援
- 方向性2 新たなチャレンジの支援
- 方向性3 人材の確保や育成の支援

施策3 人が集まり、交流を生むまち

- 方向性1 羽村市の魅力の向上
- 方向性2 来訪者とのつながりの創出
- 方向性3 羽村市の魅力の発信

施策1

先端技術産業が集まるまち

産業振興と都市計画の両面から、先端技術産業などを始めとする企業誘致や、新たな産業の創出を図るとともに、産業集積による先端技術などの開発拠点を形成し、地域における産業連携を促進していくことに取り組みます。

取組みの方向性



方向性1

羽村市への進出の支援

1. 市内への立地を希望する企業等のニーズに合わせ、関係機関などと連携した支援に取り組みます。
2. 多種多様な業種の企業・事業所等の産業集積が進み、先端技術産業の研究・開発拠点が形成されるよう、関係機関などと連携した支援に取り組みます。

方向性2

企業間などのつながりの強化

1. 企業間などの連携や取引、共同研究などが促進されるよう、関係機関などと連携したさまざまな支援に取り組みます。
2. 業種の垣根を超えたマッチングができるよう、オンラインによる交流の場の活用などにより、付加価値を高める取組みを進めます。

方向性3

産業分野間の連携の強化

1. 羽村市産の農産物を市内の商業やサービス業、観光業に活かすことができるよう、連携強化を図ります。
2. 市民や、市内で働く人が、市内での買い物や食事を楽しむとともに、企業や事業所においても市内での調達が進むなど、市内での消費・購買行動が拡大するよう取り組みます。
3. 企業や事業所と市民の交流などを通じて、企業や事業所の特長、商品の製造・流通などについての理解が広がるよう取り組みます。

● 関連する主な計画

- 第二次羽村市産業振興計画
- 羽村市都市計画マスタープラン

施策2

市内産業が元気に活動するまち

羽村市の経済活動を支える工業・商業・農業・観光業が、それぞれの事業者の個性を大切にしながら、相乗的に発展していけるよう、市内産業の魅力向上に取り組めます。

● 取組みの方向性



方向性1

継続的な操業や立地の支援

1. 企業等が安定的に事業を継続できるよう、操業環境や周辺環境の整備の支援などに取り組めます。
2. 生産性向上、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、顧客や販売先の拡大・開拓、業務効率化など、企業等の経営基盤の強化や事業活動の拡大に向けた支援に取り組めます。
3. 農業経営を安定的に継続し、農地の保全が図られるよう、法改正に基づく特定生産緑地への適正な対応についての支援に取り組めます。
4. 市民への新鮮な農産物の提供や農業体験への支援により、市内農業に対する理解の促進などに取り組めます。

方向性2

新たなチャレンジの支援

1. 市内での創業や新規就農、新たな事業展開などの支援に取り組めます。
2. 地域に活力を生み出す新しいアイデアの創出や、地域に密着した事業の支援に取り組めます。

方向性3

人材の確保や育成の支援

1. 企業等の人材確保や育成、事業承継について、関係機関などと連携した支援に取り組めます。
2. 次代の農業を支える人材の確保や育成、技術の継承について、後継者組織の活性化や、新たな担い手づくりの支援に取り組めます。
3. 企業等による地域人材の雇用を促し、羽村市への定住促進に取り組めます。

● 関連する主な計画

- 第二次羽村市産業振興計画
- 羽村市創業支援事業計画
- 羽村市都市計画マスタープラン
- 第二次羽村市生涯学習基本計画

施策3

人が集まり、交流を生むまち

市内産業の効果的な魅力発信や、多くの人が集い、交流が生まれる駅周辺などの基盤整備を行うとともに、羽村市に関わる人との交流を生み、まちに活気やにぎわいを創ることに取り組みます。

● 取組みの方向性



方向性1

羽村市の魅力の向上

- 1. 四季を通じて、人々の交流が生まれるよう、多様な主体と連携して、魅力の向上や交流機会の創出に取り組みます。
- 2. イベントや行事は、オンライン配信でも楽しめるよう取り組みます。
- 3. 地域に根ざしている文化やお祭りなどを多くの人々が楽しむとともに、継承できるよう取り組みます。
- 4. 駅周辺の道路などの都市基盤施設の整備・更新に取り組みます。

方向性2

来訪者とのつながりの創出

- 1. 来訪者が、市内の観光や買い物などのさまざまな情報を手軽に得られるよう、情報発信方法の充実に取り組みます。
- 2. 関係団体などと連携して、徒歩や自転車などで市内を気軽に散策し、市の歴史や魅力を知ることができるよう取り組みます。
- 3. 西多摩地域の関係機関や事業者などと連携し、来訪者に、市の魅力を感じ、市民との交流を楽しんでもらえるよう取り組みます。

方向性3

羽村市の魅力の発信

1. 市の行事や観光情報をはじめ、事業者・農業者の活動など、地域に根差した情報を、多様な主体により国内外に広く発信し、市のPRにつながるよう取り組みます。
2. 国内外の人や都市との関わり・つながりが持てるよう、さまざまな団体などと連携し、ICTなどを活用した魅力の発信に取り組みます。

● 関連する主な計画

- 第二次羽村市産業振興計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画

3 まちづくりの指標

コンセプト「にぎわいを創る」では、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度を指標とし、その満足度を上回るように取り組みます。

なお、計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組みなどを踏まえ、総合的な視点で実施します。

指標の項目		基準となる 市民満足度 (令和2(2020)年度実績) ※令和2年度市政世論調査数値
1	工業の振興策	56.9%
2	商業環境づくり	46.3%
3	農業の振興と農地の保全	59.6%
4	観光事業の活性化	55.8%
5	市の魅力発信	—

(※)市民満足度…令和2年度市政世論調査で把握した各項目の満足度(「満足である」+「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計)。

コンセプト5

くらしを守る

1 実現を目指す未来の姿

コンセプト「くらしを守る」では、災害や犯罪などから、自助・共助・公助により、私たちの“くらし”を守ることができるよう、次のような“まち”や“くらし”を未来の姿として描き、その実現を目指します。

- 一人ひとりの防災に関する知識が向上し、自助・共助・公助による災害対応の役割が理解されるなど、地域の防災力が高まっています。
- 災害などに対する訓練が、地域と連携して継続的に行われ、子どもから高齢者、障害のある人など、市民の安全が確保されています。
- 災害情報を確実に取得でき、また、家族や身近な人の避難状況等が把握できるなど、災害時の情報提供の仕組みが整っています。
- 交通安全や防犯に関する意識と知識が身につく、さまざまな主体が連携したパトロール活動や日々の見守り活動により、交通事故や犯罪などの防止が図られています。
- 大規模災害や感染症の拡大などを想定し、平時から医療体制や必要な物資の確保、業務継続体制の構築などに取り組むことで、市民生活や経済活動を維持できる体制が整っています。

2 施策と取組みの方向性

“まち”や“くらし”の未来の姿を実現するため、次の施策に取り組みます。

施策1 相互の連携・協力による、災害に強いまち

- 方向性1 関係機関との連携の強化
- 方向性2 防災に関する知識や災害時の対応方法などの習得支援
- 方向性3 災害に強い環境の整備
- 方向性4 災害時に安心して生活できる環境の整備

施策2 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち

- 方向性1 犯罪防止対策の強化
- 方向性2 交通事故などの防止
- 方向性3 地域との連携の強化
- 方向性4 基地対策の強化

施策3 感染症などから日常のくらしを守り、安定した生活ができるまち

- 方向性1 医療体制の確保
- 方向性2 情報共有の推進
- 方向性3 経済的な支援

施策1

相互の連携・協力による、 災害に強いまち

地震や気象災害、火災の発生などによる被害を最小限に抑えるため、市と市民・事業者、国、東京都、関係機関と相互に連携し、普段からの対策・訓練に取り組むことで、自助・共助・公助の強化に取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

関係機関との連携の強化

- 1. 消防署、警察署、消防団、自主防災組織などと連携して地域を守ることができるよう、連携を強化し、防災体制の充実に取り組みます。
- 2. 災害時に、迅速な復旧活動などを行うことができるよう、市内の企業等や団体、他自治体との応援協定の締結などを推進します。

方向性2

防災に関する知識や災害時の対応方法などの習得支援

- 1. 災害時に備え、避難所・避難場所、備蓄物資などに関する情報や、市内の洪水浸水想定区域、土砂災害(特別)警戒区域などの周知に努めます。
- 2. 地震、風水害、雪害、火災などの災害について、被害を広げないための初期行動などに関する知識や、身を守る方法の習得の支援に取り組みます。
- 3. 地域や学校などと連携し、さまざまな状況を想定した訓練などに、継続的に取り組みます。

方向性3

災害に強い環境の整備

1. 災害に備え、消防団や自主防災組織などの活動が適切に行えるよう、体制の強化や、装備品の充実などに取り組みます。
2. 災害時の被害の拡大を防ぎ、緊急車両が安全に通行できるよう、都市計画道路の整備や公共施設の耐震化、道路の無電柱化などに取り組みます。
3. 災害時に正しい情報を迅速に発信できる体制を整えるとともに、避難状況を確認できる仕組みづくりに取り組みます。
4. 台風や大雨などによる多摩川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、道路の冠水などへの対策に、関係機関等と連携して取り組みます。

方向性4

災害時に安心して生活できる環境の整備

1. 災害時に配慮が必要な人などが、安全に福祉避難所などへ避難できるよう取り組みます。
2. 市内の企業等と連携し、市民や市内で働く人が、円滑に避難できる体制の整備に取り組みます。
3. 安心して避難生活を送ることができるよう、避難所の感染症対策や年齢・性別などに配慮した運営体制の構築・運営の支援、バリアフリー化に取り組むとともに、福祉避難所の充実などに取り組みます。
4. 災害時における必要な物資の事前確保に取り組みます。

● 関連する主な計画

- 羽村市国土強靱化地域計画
- 羽村市地域防災計画
- 羽村市業務継続計画【地震編】
- 羽村市業務継続計画【新型インフルエンザ等編】
- 羽村駅西口土地区画整理事業 事業計画
- 第二次羽村市水道ビジョン
- 羽村市下水道総合計画
- 羽村市耐震改修促進計画
- 羽村市公共建築物等維持保全計画
- 羽村市橋梁長寿命化修繕計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画

施策2

犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち

詐欺、盗難、空き巣などの犯罪や、交通事故などの被害を未然に防ぎ、安全な環境の中で、安心した日常生活を送ることができるよう、関係団体や関係機関との連携による対策強化や環境整備に取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

犯罪防止対策の強化

1. 詐欺や盗難、空き巣など、犯罪やトラブルにあわないための知識や対処方法を身につけられる講習会などの充実に取り組みます。
2. 特殊詐欺など、複雑化する消費者トラブルを防ぐため、さまざまな支援に取り組みます。
3. SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上のトラブルや、人権侵害などの犯罪について、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルや知識の普及啓発に取り組みます。
4. 犯罪の抑止に向けて、防犯カメラの設置などのさまざまな取組みを推進します。

方向性2

交通事故などの防止

1. 交通ルールや交通事故防止に関する知識の普及を図るため、講習会などの充実に取り組みます。
2. 通学路の安全点検を行うなど、子どもたちの安全の確保に取り組みます。
3. 交通事故などを未然に防止するため、交通安全施設の充実に取り組みます。

方向性3

地域との連携の強化

1. 市民や町内会・自治会、地域の関係団体などと連携し、地域の見守りやパトロール活動の充実、犯罪被害防止対策の充実などに取り組みます。
2. 地域で安心して暮らせるよう、ICTを活用した子どもたちや高齢者の見守りに取り組みます。

方向性4

基地対策の強化

1. 横田基地に起因する航空機騒音などの諸問題から市民の生活を守るため、横田基地に隣接する自治体などと連携し、国や米軍への改善に向けた働きかけなどに取り組みます。
2. 国の補助金・交付金を活用し、横田基地に起因する障害の防止や軽減、生活環境の改善を図ります。

● 関連する主な計画

- 第五次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画
- 羽村市地域防災計画
- 第二次羽村市生涯学習基本計画

用語解説

- ・ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) : 人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のウェブサイト及びネットサービスのこと。
- ・ ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術。通信技術を用いて情報を共有するなどコミュニケーションが含まれる。

施策3

感染症などから日常の暮らしを守り、安定した生活ができるまち

私たちの命や日常の暮らしに重大な影響を与えるおそれのある感染症などへの対策に取り組むとともに、市民生活や地域経済を安定的に維持することができるよう取り組みます。

● 取組みの方向性



方向性1

医療体制の確保

1. 感染症の流行や大規模災害に備え、市内の医療機関や公立福生病院などと連携し、医療体制の確保、医薬品や医療に必要な物品の確保などに取り組みます。
2. 西多摩保健所を中心とした広域的な医療体制の整備に取り組みます。

方向性2

情報共有の推進

1. 西多摩保健所との情報共有体制の強化を図るとともに、必要な情報を迅速かつ確実に提供できる体制を整えます。
2. 地域や学校などで感染症予防に関する正しい知識を身につけ、日常の生活の中で実践することができるよう、情報の提供に取り組みます。

方向性3

経済的な支援

1. 感染症の長期的な流行や大規模災害などにより、生活や経済活動に大きな影響を受けている市民や事業者に対する、さまざまな支援に取り組みます。

● 関連する主な計画

- 羽村市地域防災計画
- 羽村市業務継続計画【地震編】
- 羽村市業務継続計画【新型インフルエンザ等編】
- 羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画

3 まちづくりの指標

コンセプト「くらしを守る」では、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度を指標とし、その満足度を上回るように取り組みます。

なお、計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組みなどを踏まえ、総合的な視点で実施します。

指標の項目		基準となる 市民満足度 (令和2(2020)年度実績) ※令和2年度市政世論調査数値
1	防災体制の整備・充実	58.6%
2	防犯体制の充実	55.6%
3	消費生活の向上を支援する取組み	58.0%
4	交通安全対策	63.5%
5	横田基地の騒音解消や市民生活の安全確保	29.0%

(※)市民満足度…令和2年度市政世論調査で把握した各項目の満足度
(「満足である」 + 「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計)。

自治体運営の方針

1 実現を目指す未来の姿

自治体運営の方針では、市が保有する経営資源を最大限に活用し、新たな時代に順応した行政サービスの提供や、健全な財政運営を行い、効率的で質の高い行政サービスの提供ができるよう、行財政改革を一層推進し、次のような自治体運営の実現を目指します。

- だれもが、市役所をより便利で身近な存在に感じる、満足度の高い行政サービスを提供しています。
- 市と民間企業などが、お互いの強みを提供し合い、双方にとってメリットがある関係を築きながら、市民ニーズに合ったさまざまな行政サービスを展開しています。
- 自治体間の連携による、広域的な行政サービスの提供が進んでいます。
- 基金に頼ることのない、歳入に見合った歳出規模の予算編成を実現するなど、財政構造の転換が進んでいます。
- 前例や慣習にとらわれることなく、事業の見直しや財源の確保が進んでいます。
- 限りある経営資源を優先度の高い行政サービスに適切に配分しています。

2 施策と取組みの方向性

自治体運営の未来の姿を実現するため、次の施策に取り組めます。

施策1 新たな時代に順応した行政サービスの提供

- 方向性1 利便性の高い行政サービスの提供
- 方向性2 機能的かつ弾力的な行政運営の推進
- 方向性3 職員の育成・活用
- 方向性4 官民連携の推進
- 方向性5 自治体間の広域連携の推進

施策2 健全な財政運営

- 方向性1 人口動態や財政状況を踏まえた事務事業の改善・見直し
- 方向性2 安定的な歳入の確保
- 方向性3 新たな財源の確保
- 方向性4 持続可能な公共施設マネジメントの推進
- 方向性5 財務マネジメントの強化

施策1

新たな時代に順応した行政サービスの提供

社会経済状況の急速な変化や市民生活の変容に対応するため、ICT等を活用した行政サービスの充実や、市と市民・事業者の情報共有を図る広報・広聴機能の充実、他の市町村との広域的な連携、多様な主体との連携強化、人材確保と育成など、新たな時代にあった行政サービスの提供に取り組みます。



取組みの方向性

方向性1

利便性の高い行政サービスの提供

1. 市民一人ひとりに寄り添い、ホスピタリティを重視した行政サービスを提供できるよう、相談体制などの充実に取り組みます。
2. 各種行政手続きの利便性や効率性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用したデジタル化やキャッシュレス化に向けた環境整備を進めます。
3. 手続き上の疑問などの問合せが手軽にできるよう、ICTやAIなどの先端技術を活用した利便性の高い行政サービスの提供に取り組みます。
4. 行政サービスのデジタル化の推進に合わせ、全ての市民が等しく必要な情報やサービスを得られるよう、デジタルデバイドの解消に取り組みます。
5. SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画配信など、デジタル広報媒体の特長を活かした広報・広聴活動の充実や情報発信力の強化に取り組みます。

方向性2

機能的かつ弾力的な行政運営の推進

1. 市民ニーズや社会情勢に的確に対応するため、データ分析などの手法を活用し、より効果の高い政策の立案・実行に取り組みます。
2. 多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に的確かつ迅速に対応するため、適時、適切に行政組織の見直しを行うなど、弾力的な行政運営に取り組みます。
3. AIやRPAを活用して事務の効率化を進めるなど、事務事業の改善を図り、職員定数の最適化に取り組みます。
4. 質の高い行政サービスを、将来にわたり安定的に提供していくため、業務上のさまざまなリスクを回避するための取組みをより一層強化し、業務の適正な執行を確保します。
5. 市民や事業者の多様な意見を行政運営に取り入れていくため、市政への参画や意見聴取の機会の充実を図ります。
6. “暮らしやすい・子育てしやすい”羽村市の魅力を市内外へ発信し、若い世代の移住・定住の促進に取り組みます。

方向性3

職員の育成・活用

1. 職員一人ひとりが、ホスピタリティの高い、心のこもった市民サービスを提供できるよう、研修の充実を図ります。
2. 他の自治体や民間企業などとの人事交流を行い、職員の人材育成や組織の活性化を図ります。
3. 多様化・高度化する行政課題に対応するため、専門知識や能力、経験を有する人材の活用に取り組みます。
4. 職員一人ひとりの能力や意欲を活かすため、特定の業務に自発的に携わることができる仕組みの構築などに取り組みます。

方向性4

官民連携の推進

1. 民間提案制度などを活用し、民間事業者の知見やアイデアなどを広く取り入れることで、より効率的な市民サービスの提供や行政課題の解決に取り組みます。
2. さまざまな官民連携手法を活用した、満足度の高い公共施設の管理・運営に取り組みます。

方向性5

自治体間の広域連携の推進

1. シェアリングエコノミーの観点から、西多摩地域広域行政圏協議会における、広域的な行政サービスの提供、公共施設の適正配置や複合化を検討します。
2. 市民ニーズに即した事業展開が図れるよう、他の自治体との共同事業や広域連携で実施している行政サービスの更なる拡充・共通化などに取り組みます。

● 関連する主な計画

- 羽村市 PR アクションプラン
- 羽村市定員管理適正化計画
- 羽村市特定事業主次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画

用語解説

- ・ホスピタリティ：広くは、人と人、人とモノ、人と社会、人と自然などの関わりにおいて具現化されるもので、サービスを提供する側、される側の両者が満足すること（日本ホスピタリティ推進協会）。接遇の場面では、おもてなしの心を意味する。
- ・ICT (Information and Communication Technology)：情報通信技術。通信技術を用いて情報を共有するなどコミュニケーションが含まれる。
- ・AI (Artificial Intelligence)：人工知能。コンピューターのプログラムを用いて、人間の知的行動を人工的に再現すること。
- ・デジタルデバイド：情報格差。インターネットなど、情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じるさまざまな格差のこと。
- ・SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)：人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のウェブサイト及びネットサービスのこと。
- ・RPA (Robotic Process Automation)：単純な仕事を人に代わり自動的に情報処理をする技術。
- ・シェアリングエコノミー：個人等が保有する活用可能な資産などを、インターネット上のマッチングを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

施策2 健全な財政運営

将来にわたって健全で安定的な財政運営を行うため、新たな財源の確保に取り組むとともに、人口規模や多様化する市民ニーズに合わせて行政サービスを見直すなど、限られた財源を効果的・効率的に活用し、財政基盤の強化を図ります。



取組みの方向性

方向性1

人口動態や財政状況を踏まえた事務事業の改善・見直し

1. 人口動態や財政状況を踏まえ、事務事業の目的や内容、必要性を改めて検証し、改善や抜本的な見直しにより経常的経費の削減に努めます。
2. 各種の補助金や助成金は、その目的や必要性を改めて検証し、関係団体などの意見を取り入れながら、見直しを図ります。

方向性2

安定的な歳入の確保

1. 市税収入を確保するため、現地調査等により課税客体を把握するなど、市税の公平で適正な賦課に取り組めます。
2. 収納体制の強化と収納事務の効率化を図り、滞納整理を強化しながら、市税等の収納率の向上に努めます。
3. 利用ニーズに合わせて、柔軟で利便性の高い運用を行うなど、公共施設の利用率向上を図ります。
4. 受益者負担の適正化の観点から、公共施設や行政サービスの一部有料化、使用料等の見直しに取り組めます。

方向性3

新たな財源の確保

1. 市の財産を民間事業者などに貸し出し、使用料収入などの自主財源の確保を図ります。
2. 計画事業の実施にあたっては、国や東京都などの補助制度を十分に活用していきます。
3. 企業版ふるさと納税やクラウドファンディング、ネーミングライツなどの実施により、積極的な自主財源の確保に取り組みます。

方向性4

持続可能な公共施設マネジメントの推進

1. 人口動態や市民ニーズなどにより変化する利用需要や老朽化の状況を踏まえ、公共施設の集約化・複合化・廃止などにより、総量の抑制を図るとともに、民間から借用している土地の整理・縮小を検討していきます。
2. 公共施設の広域利用を推進し、周辺自治体と共同で利用し合うことで、公共施設の総量の削減や管理運営の効率化を目指します。
3. 市有地、市有建築物などの公有財産の売却や借地の返還等を進めます。

方向性5

財務マネジメントの強化

1. 限りある財源を最大限有効に活用するため、事業の優先順位を明確にするとともに、より効果的な予算編成や、効率的な事務事業のマネジメント手法について研究し、導入していきます。
2. 複雑多様化する行政需要に的確に対応していくため、財政調整基金などの基金を積極的に積み増し、年度間の財源調整を図るとともに、景気の変動による市税収入の増減に影響されない安定的な財政運営に努めます。
3. 長期的な視点に立ち、将来の公債費負担を十分に考慮した上で、市債を有効活用し、財政負担の平準化を図ります。
4. 経常収支比率や公債費負担比率など、財政指標を重視した健全な財政運営に取り組みます。

● 関連する主な計画

- 羽村市公共施設等総合管理計画

用語解説

- ・クラウドファンディング：資金調達の手法の一つ。不特定多数の人が、賛同した組織や団体、取組みなどに財源の提供を行うもの。
- ・ネーミングライツ：命名権。公共施設などに愛称を命名する権利のこと。

3 まちづくりの指標

自治体運営の方針では、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度などを指標とし、その満足度を上回るように取り組みます。

なお、計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組みなどを踏まえ、総合的な視点で実施します。

指標の項目		基準となる 市民満足度 (令和2(2020)年度実績) ※令和2年度市政世論調査数値
1	職員の窓口対応	71.0%
2	広聴活動	64.7%
3	効率的な行政運営	60.7%
4	市民と行政が連携したまちづくり	58.6%
5	オンラインによる行政手続きやサービス	—
6	財源の安定的確保と合理的・効果的な財政運営	49.3%

(※)市民満足度…令和2年度市政世論調査で把握した各項目の満足度
 (「満足である」 + 「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計)。

5. 基本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

「誰一人取り残さない」という理念のもと、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。

そして、SDGsでは、世界レベルだけでなく、地域レベルでの取組みも求められています。第六次羽村市長期総合計画で目指す持続可能なまちづくりでは、SDGsの考え方や方向性と共通するものが多くあり、基本計画に掲げる各施策を推進することで、SDGsの達成に取り組んでいきます。

なお、SDGsは国際的な目標であるため、その目標やターゲットについては、世界レベルや国レベルで取り組むべきものも含まれています。そのため、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) が示す自治体の役割を参考に、SDGsを推進することとします。

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要なであるという研究も報告されています。</p>
 <p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省 / 再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p> <p>10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p> <p>12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>15. 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン - 2018年3月版(第2版)」※国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が示した内容を日本語訳したもの

■施策とSDGsの一覧

各施策とSDGsの目標の関係について、主なものを示しています。

SDGsの目標		1 貧困をなくそう	2 気候変動をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
自分らしく生きる	施策1 性別や国籍に関わらず、多様な価値観を認め、尊重するまち	○			○	○
	施策2 元気に生活することができるまち			○		
	施策3 とともに生き、助け合うまち	○	○	○		
	施策4 いきいきと活動するまち				○	
成長をはぐくむ	施策1 子どもたちがすこやかに成長するまち	○	○	○	○	○
	施策2 子どもたちが生きる力を身につけるまち	○			○	○
	施策3 地域で学び、つながり、活かすことができるまち				○	○
スマートにくらす	施策1 快適な都市環境が整うまち			○		
	施策2 いつでもどこでもつながるスマートシティ					
	施策3 自然を大切にし、次世代につなぐまち			○		
	施策4 ゼロエミッションの地球にやさしいまち			○		
にぎわいを創る	施策1 先端技術産業が集まるまち					
	施策2 市内産業が元気に活動するまち		○			
	施策3 人が集まり、交流を生むまち					
くらしを守る	施策1 相互の連携・協力による、災害に強いまち	○		○		
	施策2 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち					
	施策3 感染症などから日常のくらしを守り、安定した生活ができるまち			○		
自治体運営の方針	施策1 新たな時代に順応した行政サービスの提供					○
	施策2 健全な財政運営					

6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		○		○	○					○	○
					○						○
		○		○	○					○	○
											○
				○	○					○	○
				○							○
○			○		○				○		○
			○		○						○
○					○	○	○	○	○		○
	○				○	○	○	○	○		○
		○	○			○			○		○
		○	○			○					○
					○				○		○
				○	○		○				○
					○	○				○	○
					○						○
		○	○		○					○	○
					○						○
					○						○

第4部
資料編

1. 羽村市のあゆみ

(1) 羽村市の沿革

羽村は江戸時代まで武蔵野の典型的な農村でしたが、承応 2 (1653) 年に市域内の多摩川を取入口とする玉川上水が開削されると、江戸との交流が頻繁となり活況を呈するようになりました。

明治 22 (1889) 年の市制町村制施行により、当時の羽村、五ノ神村、川崎村が合併し、現在の羽村市の前身である「西多摩村」が誕生しました。

当時の人口は 3,132 人といわれています。西多摩村は明治、大正、昭和と先覚者の努力により近代化が推し進められ、特に明治末期から昭和初期にかけては養蚕業が発展し、全国的にも広くその名が知られるようになりました。

戦後は、養蚕に代わって酪農や養豚といった畜産業が発展し、市街化の進展に伴って人口が増加していきます。こうして昭和 31 (1956) 年の町制施行により、人口 10,104 人の「羽村町」が誕生しました。

羽村町は、昭和 37 (1962) 年に首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受けると、土地区画整理事業等を推進して農業中心のまちからの転換を図ります。積極的な工場誘致により青梅線以東に工場の進出が相次ぎ、産業形態は大きな変貌を遂げます。また、工場に勤務する従業員を受け入れるために市街地開発も進み、急激に人口が増加していきました。こうして、現在につながる工業都市と住宅都市が調和した職住近接都市の原型が築かれました。

平成に入ると人口が 5 万人を突破し、平成 3 (1991) 年 11 月 1 日に市制を施行し、「羽村市」(人口 53,381 人、19,386 世帯) が誕生しました。

その後は、市制施行により新たに担うこととなった福祉や教育などの責務を着実に果たし、5 万 6 千人の人口を有する自立した都市としての基盤を着実に築いてきました。そして、令和 3 (2021) 年 11 月、羽村市は市制施行 30 周年を迎えました。

(2) これまでの長期総合計画策定の経過

① 第一次長期総合計画 (昭和 50 年度～昭和 60 年度)

昭和 50 年度にスタートした第一次の長期総合計画では、人口の急増に対応した学校の新設や児童館、保健センター、郷土博物館などの基幹的な施設の整備を行いました。公共下水道の整備や水道事業の拡充などにより、住環境の向上に取り組みました。

こうした都市基盤の整備とともに、生活環境や福祉の充実、教育・文化の向上や青少年の健全育成などに努めました。動物公園、新庁舎、会館、コミュニティセンターなども第一次長期総合計画の期間に建設し、主に、さまざまな施設整備に取り組んだ時代でした。



②第二次長期総合計画（昭和61年度～平成3年度）

昭和61年度にスタートした第二次長期総合計画では、これまでのまちづくりの成果である整備された基盤を生かし、コミュニティ施策の展開、花と緑の事業団事業の推進、財団法人羽村町コミュニティ振興公社の設立と自然休暇村の建設、青少年の海外派遣など、「コミュニティ」や「ふれあい」を大切にしたまちづくりを進めました。

平成2年には、「美しいまちづくり基本条例」を制定し、物心両面の調和のとれた美しいまちの姿を目指しました。この第二次長期総合計画は、市制施行により、新たに羽村市としての総合計画の策定が必要となったことから平成3年度で終了しました。



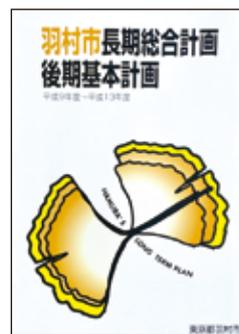
③第三次長期総合計画（平成4年度～平成13年度）

市制施行を契機として平成4年度にスタートした第三次長期総合計画では、福祉センターや高齢者在宅介護支援センターを拠点とした地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉を推進しました。

子ども家庭支援センターの設置や保育園、学童クラブの整備などによる児童福祉の充実、介護保険制度への円滑な移行に取り組みました。懸案であった福生病院の一部事務組合化を行い、広域的な病院運営が始まりました。

図書館の建設、特色ある教育としての「音楽のあるまちづくり」、学校適応指導教室の運営などにより、学習環境の整備と教育内容の充実を図りました。

廃棄物の減量やリサイクルの推進、土地区画整理事業の推進、産業振興拠点の整備にも取り組むなど、市民のニーズや時代の要請に応えた施策を展開しました。



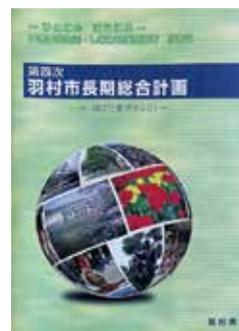
④第四次長期総合計画（平成14年度～平成23年度）

平成14年度にスタートした第四次長期総合計画では、高齢者、障害のある方、子育てへの支援を拡充するため、地域包括支援センター、障害者就労支援センター、先駆型子ども家庭支援センターの設置・運営を行いました。

また、広域医療体制の充実を図るため、公立福生病院の整備支援を行うなど、いきいきと健康で暮らせるまちづくりを進めました。

学校の二学期制の実施や小中一貫教育に取り組んだほか、生涯学習センターゆとろぎの開設により、だれもがいつでも学べる環境を整備してきました。

ごみの戸別収集・一部有料化の導入によるごみの減量の実施、市民生活安全パトロールの実施や駅前パトロールセンターの設置により、環境にやさしく安心して暮らせる都市づくりを進めました。



羽村駅西口土地区画整理事業の推進や羽加美栄立体交差の開通、「コミュニティバスはむらん」の運行、中小企業振興策の拡充や体験農園の整備支援による都市農業の育成などにより、住みやすく、にぎわいのあるまちづくりに取り組みました。

こうした施策を総合的に推進するため、市民との連携による取り組みや住みよい地域づくりを担う市民のコミュニティ活動への支援を行いました。また、市民と市長が直接対話するタウンミーティングの実施などにより、積極的に市民の意見を聴き、施策に反映してきました。

⑤第五次長期総合計画（平成24年度～令和3年度）

平成24年度にスタートした第五次長期総合計画では、「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」を将来像として掲げ、子ども・生涯学習、福祉・健康、市民生活・産業、環境・都市整備の分野の充実を図ることで、だれもが安全で安心して暮らせるよう、市民が元気に活動し、活気に満ちた活力のあるまちを目指した取り組みを進めました。

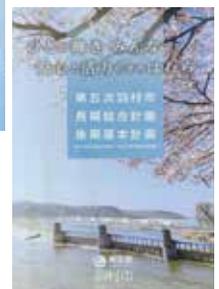
子ども・生涯学習の分野では、子育て世代包括支援センター「羽っぴー」の開設や病児保育事業などを実施し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援と、子育てしやすい環境の整備を推進してきました。また、「羽村市生涯学習基本条例」を制定し、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習社会の実現を目指した取り組みを進めるなど、生涯を通じて学び育つまちの実現に取り組みました。

福祉・健康の分野では、30歳・35歳健康診査などの各種健康診査事業、地域ケア会議の開催や発達支援体制の構築などを進め、安心して暮らせる支えあいのまちの実現に取り組みました。

市民生活・産業の分野では、市役所庁舎やスポーツセンターの耐震改修工事、小・中学校体育館非構造部材耐震改修工事、橋梁耐震補強工事の実施、街頭防犯カメラの設置、市民主体による防犯パトロールの実施、避難行動要支援者台帳システムの整備、商店会の活性化事業、市内企業等の操業環境の向上支援、認定農業者制度の導入など、ふれあいと活力のあふれるまちの実現に取り組みました。

環境・都市整備の分野では、羽村駅西口土地区画整理事業の着実な進展、羽村駅自由通路拡幅等整備事業、動物公園施設改修工事のほか、街路照明施設のLED化やAZEMSプロジェクトの実施、小・中学校への太陽光発電システムの設置など、環境にやさしい安全で快適なまちの実現に取り組みました。

行財政運営では、若者フォーラムの実施などによる市民参画の促進、市公式キャラクターはむりんの誕生やシティプロモーション事業の実施など、羽村市の魅力を発信する取り組みを進めました。また、マイナンバーカードの取得促進や市史編さん事業に着手したほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運の醸成、事前キャンプ誘致事業を行い、キルギス共和国との良好な関係を築くことができました。



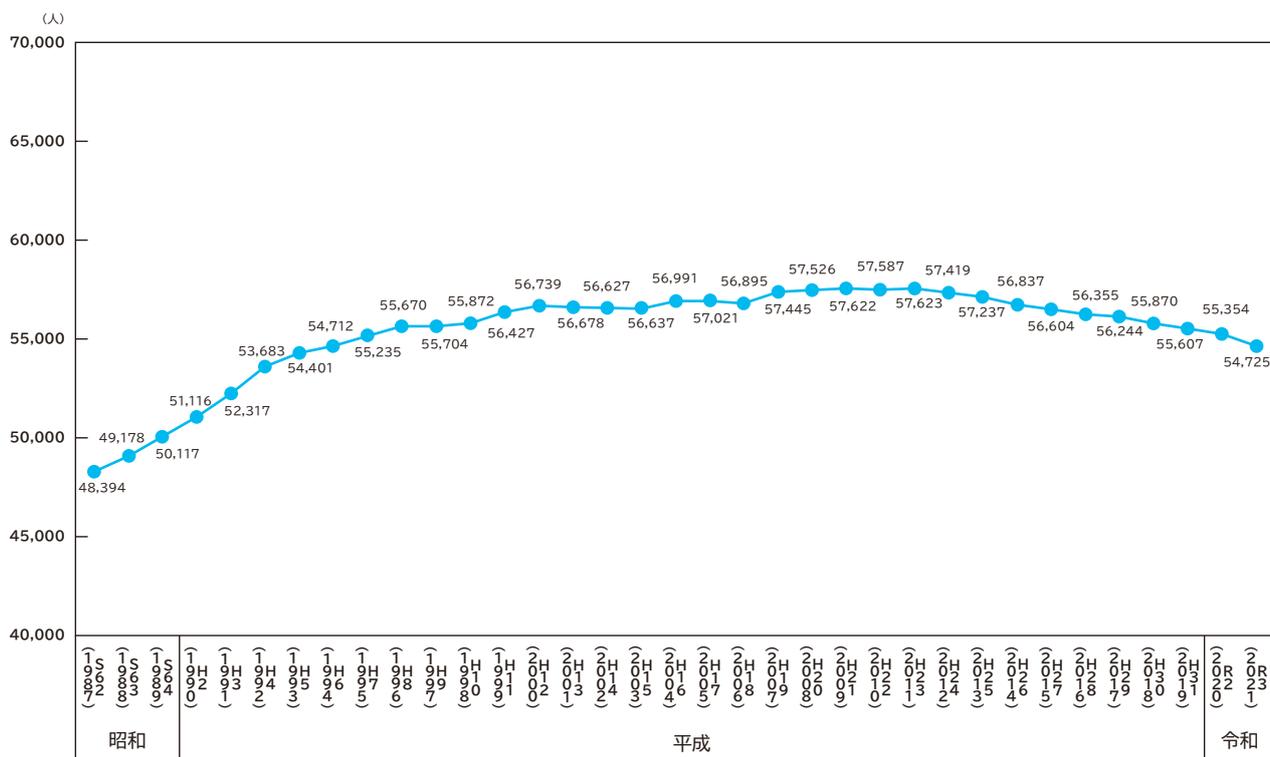
(3) 人口等の推移

①人口の長期推移

令和3(2021)年の羽村市の総人口は54,725人です。昭和62(1987)年から令和3(2021)年の35年間の人口推移をみると、平成12(2000)年までの人口は毎年増加していますが、平成12(2000)年以降は増加傾向が緩やかになっています。

その後、平成17(2005)年に57,000人を超え、市の人口は、平成22(2010)年9月の57,772人をピークに、その後は減少傾向に転じています。

図表 総人口推移



資料 羽村市「住民基本台帳人口(毎年1月1日現在)」
 ※平成24(2012)年までは、外国人登録数を合算した数値
 平成25(2013)年以降は、外国人を含む数値

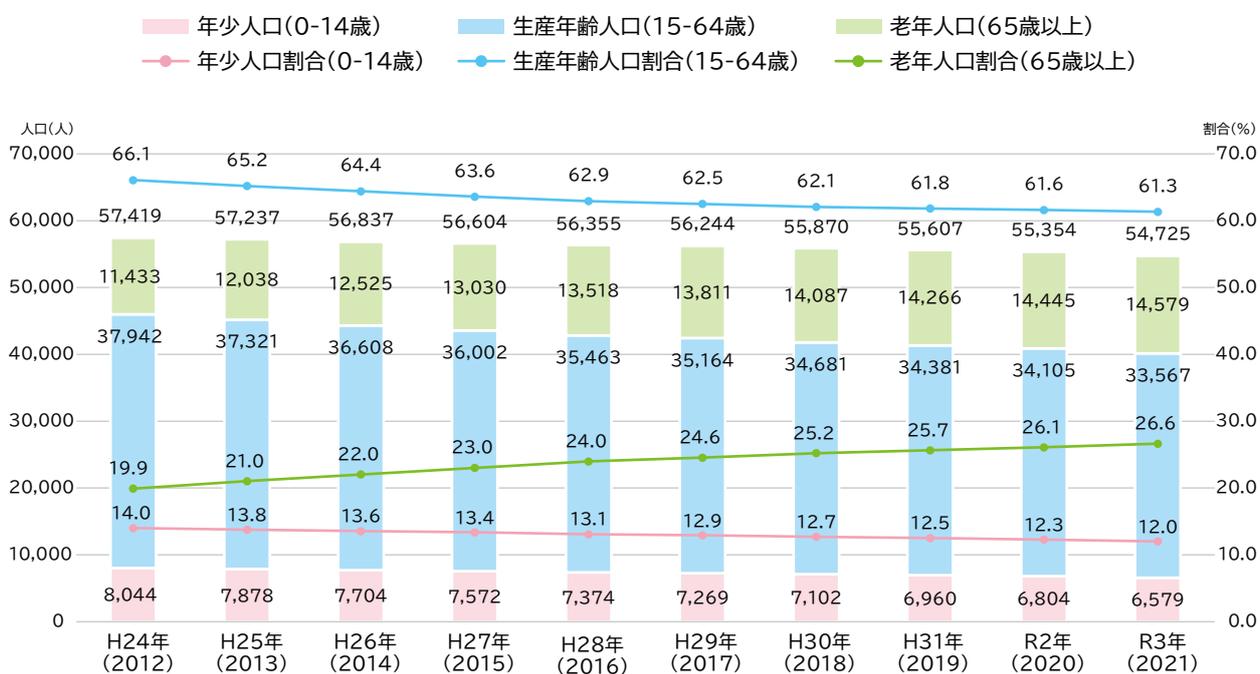
②年齢区分別人口割合の推移

羽村市の人口は、平成 24(2012)年は、57,419 人でしたが、その後は減少傾向にあり、平成 26(2014)年には、56,000 人台、平成 30(2018)年には 55,000 人台となりました。

令和 3(2021)年は、54,725 人となり、平成 24(2012)年と比較すると、2,694 人減少しました。

内訳をみると、人数と構成割合ともに、年少人口および生産年齢人口が減少し、老年人口は増加しました。

図表 年齢区分別人口割合の推移(平成 24(2012)年~令和 3(2021)年)



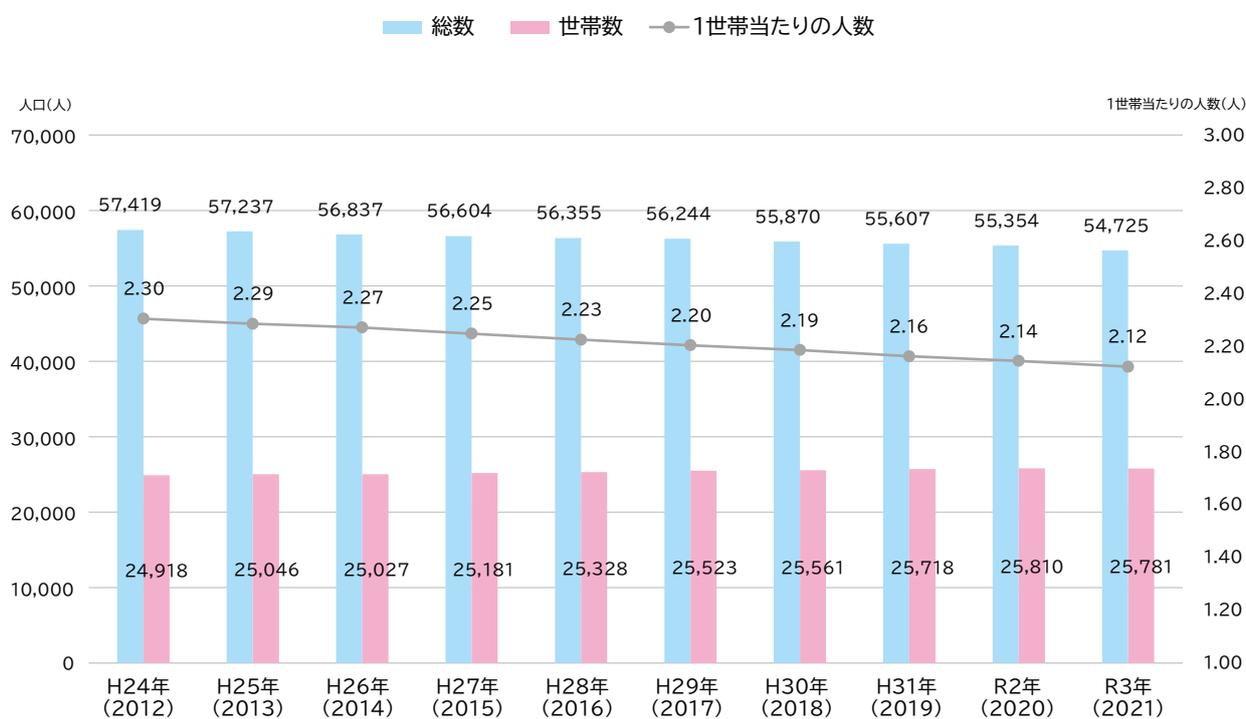
資料 羽村市「住民基本台帳人口(毎年1月1日現在)」
 ※平成 24(2012)年までは、外国人登録数を合算した数値
 平成 25(2013)年以降は、外国人を含む数値

③世帯数の推移

羽村市の世帯数は、平成24(2012)年は、24,918世帯でしたが、その後は増加傾向にあり、平成25(2013)年に、25,000世帯を超えました。令和3(2021)年には25,781世帯となり、平成24(2012)年と比較すると、863世帯増加しました。

1世帯当たりの人口の割合は、平成24(2012)年の2.30人から年々減少し、令和3(2021)年には2.12人となり、0.18人減少しました。

図表 世帯数及び1世帯あたり人口の推移(平成24(2012)年～令和3(2021)年)



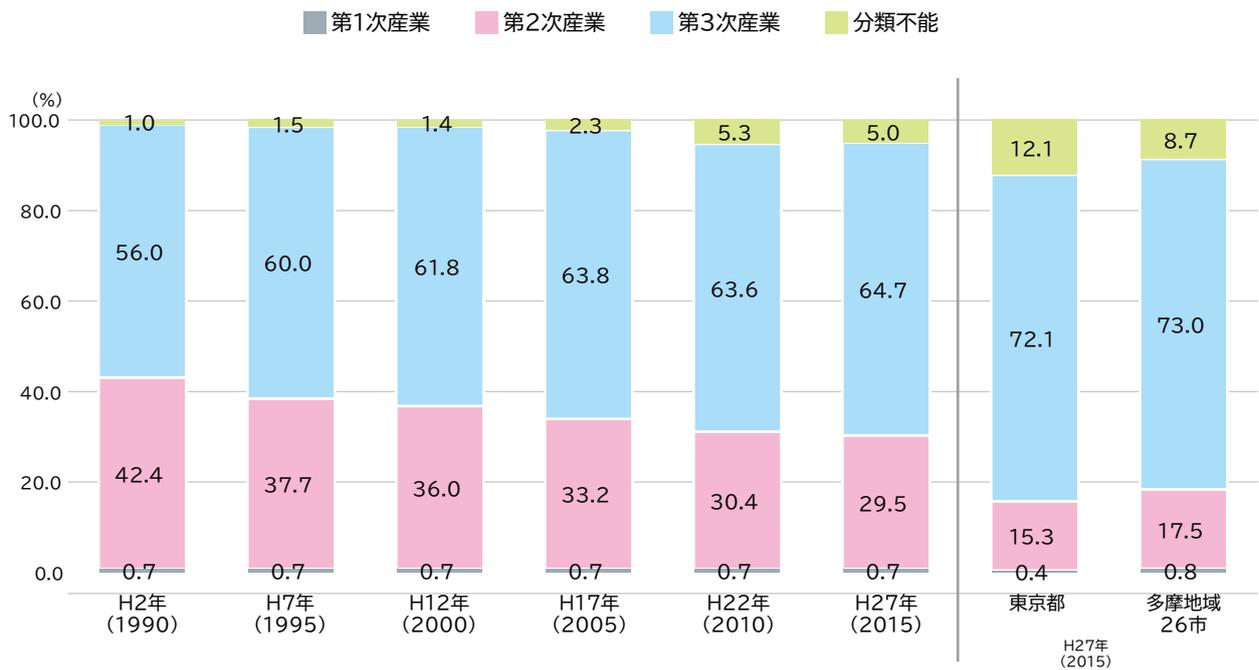
資料 羽村市「住民基本台帳人口(毎年1月1日現在)」
 ※平成24(2012)年までは、外国人登録数を合算した数値
 平成25(2013)年以降は、外国人を含む数値

④産業構造

羽村市では、昭和30年代後半から都市基盤整備に着手するとともに、事業所等の誘致に取り組み、職住近接のまちづくりを進めてきたことにより、第2次産業就業者数の比率が高く、平成27(2015)年には29.5%と、東京都の15.3%や多摩地域26市の17.5%と比較して高くなっています。

一方、推移をみると、第2次産業就業者数の比率が低下傾向にあり、第3次産業就業者の割合は上昇傾向にあります。

図表 産業別就業人口割合(15歳以上)



資料 国勢調査

2. 第六次羽村市長期総合計画 策定の経過

(1) 策定の経過

令和元(2019)年度

令和2年1月16日 長期総合計画検討委員会の開催
(令和3年12月13日まで計27回開催)

令和2(2020)年度

令和2年8月24日 「令和2年度羽村市市政世論調査」
「令和2年度羽村市転入者アンケート調査」の実施
(いずれも令和2年8月24日～9月10日)

令和2年8月27日 長期総合計画検討委員会 職員プロジェクトチームの開催
(令和2年11月13日まで7回)

令和2年10月17日 一般市民向けワークショップの実施
(令和2年10月17日、10月30日、11月8日 計3回実施)

令和2年10月29日 第1回長期総合計画審議会の開催
市長から「第六次羽村市長期総合計画について」諮問

令和2年11月4日 子育て世代向けワークショップの実施
(令和2年11月4日、11月8日 計2回実施)

令和2年11月18日 若者世代向けワークショップの実施

令和2年12月1日 第2回長期総合計画審議会の開催

令和3年2月 第3回長期総合計画審議会の開催(書面開催)

令和3年3月 第4回長期総合計画審議会の開催(書面開催)
第六次羽村市長期総合計画 基礎調査報告書の発行



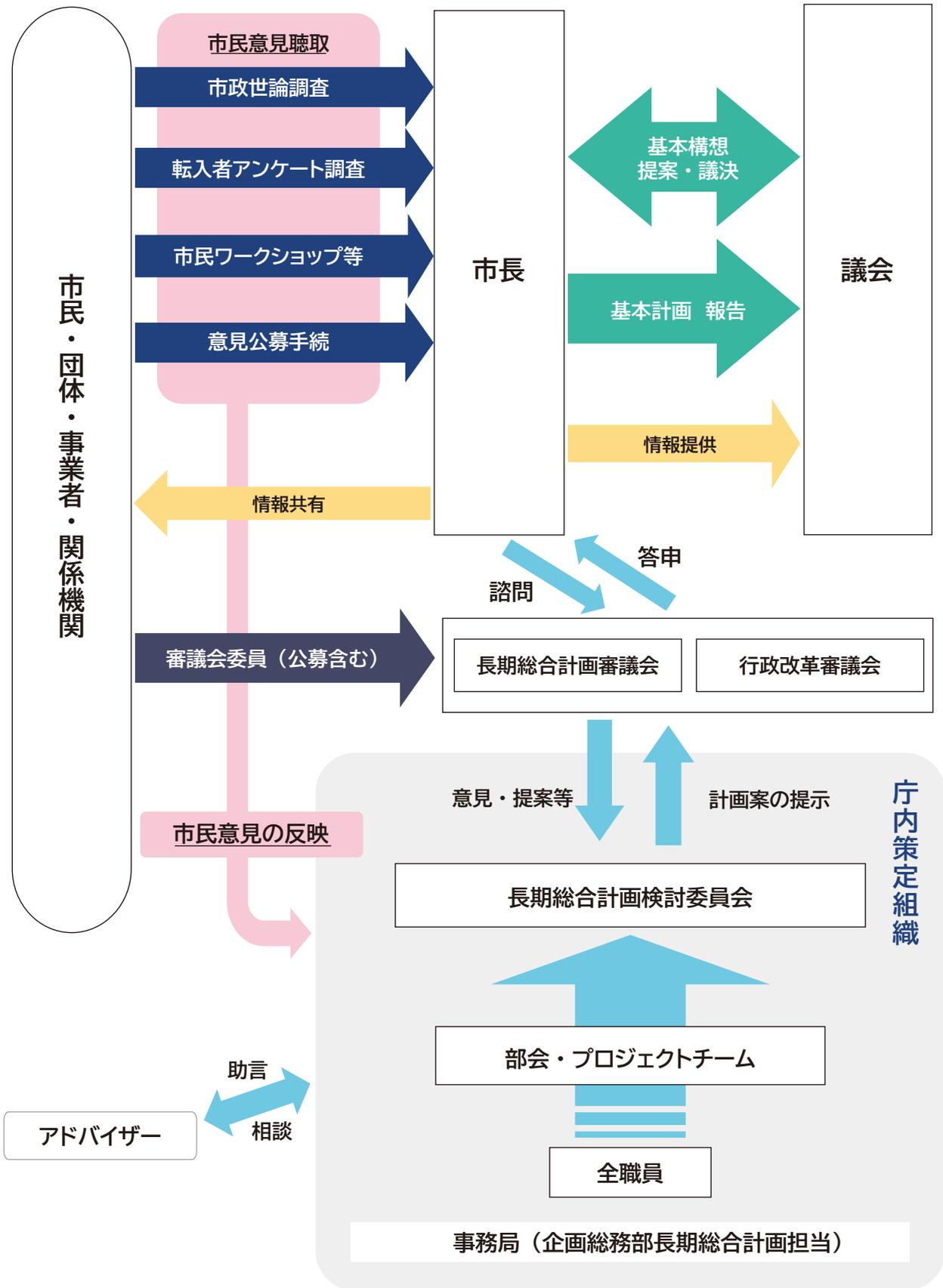
羽村市長期総合計画審議会の様子▲
市民ワークショップ・職員プロジェクトチームの様子、
基礎調査報告書表紙▶



令和3(2021)年度

令和3年4月	第5回長期総合計画審議会の開催(書面開催)
令和3年4月23日	長期総合計画検討委員会 進行管理・行政評価検討プロジェクトチームの開催
令和3年5月12日	第6回長期総合計画審議会の開催
令和3年5月20日	長期総合計画検討委員会部会(自分らしく生きる部会、成長をはぐくむ部会、スマートにくらす部会、にぎわいを創る部会、くらしを守る部会)の開催(令和3年8月27日まで7回開催)
令和3年5月25日	第7回長期総合計画審議会の開催
令和3年6月4日	第1回行政改革審議会の開催 市長から「羽村市の行財政改革の推進について」諮問 大学生意見聴取(杏林大学「地域と大学」)の実施(オンライン配信) (令和3年6月4日、6月11日、6月18日 計3回)
令和3年6月16日	長期総合計画審議会から中間答申「羽村市基本構想について」
令和3年7月	第2回行政改革審議会の開催(書面開催)
令和3年7月1日	意見公募手続「羽村市基本構想(案)」の実施 (令和3年7月1日~7月30日)
令和3年7月7日	高校生意見聴取(都立羽村高等学校連携事業)
令和3年7月15日	長期総合計画検討委員会部会(自治体運営の方針部会)の開催 (令和3年9月10日まで計3回開催)
令和3年9月1日	第3回行政改革審議会の開催
令和3年9月30日	羽村市基本構想の議決
令和3年10月6日	第4回行政改革審議会の開催
令和3年10月7日	第8回長期総合計画審議会の開催
令和3年10月29日	第9回長期総合計画審議会の開催
令和3年11月6日	小・中学生意見聴取(意見交換会)の開催
令和3年11月10日	第5回行政改革審議会の開催
令和3年11月12日	第10回長期総合計画審議会の開催
令和3年12月3日	第11回長期総合計画審議会の開催
令和3年12月21日	第12回長期総合計画審議会の開催
令和3年12月22日	長期総合計画審議会から最終答申「第六次羽村市長期総合計画について」 行政改革審議会から答申「羽村市の行財政改革の推進について」
令和4年1月4日	意見公募手続「第六次羽村市長期総合計画(案)」の実施 (令和4年1月4日~2月2日)

(2) 計画策定組織 体系図



3. 長期総合計画審議会

(1) 羽村市長期総合計画審議会条例

○羽村市長期総合計画審議会条例

昭和 59 年 12 月 18 日条例第 32 号

改正

昭和 60 年 10 月 22 日条例第 32 号

平成 2 年 4 月 24 日条例第 14 号

平成 11 年 3 月 9 日条例第 3 号

平成 17 年 12 月 20 日条例第 32 号

羽村市長期総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 羽村市の長期総合計画の策定に関する調査、審議を行うため、羽村市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画の策定に関する必要な事項を調査、審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員 2 人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 8 人以内
- (3) 知識経験者 3 人以内
- (4) 市民公募委員 5 人以内
- (5) 企業(産業)関係者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、長期総合計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 60 年条例第 32 号)

この条例は、昭和 60 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 2 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年条例第 3 号)

この条例は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 長期総合計画審議会委員

区分	氏名	所属・職等	備考
行政委員会の委員	石田 正弘	農業委員会から選出(農業委員会会長)	
	江本 裕子	教育委員会から選出(教育長職務代理者)	
公共的団体等の代表者	島田 哲一郎	商工会会長	審議会会長 令和3年5月25日から
	増田 一仁	商工会会長	審議会会長 令和3年5月21日まで
	志田 保夫	社会福祉協議会会長	令和3年6月24日から
	加瀬 哲夫	社会福祉協議会会長	令和3年6月23日まで
	市川 二三男	町内会連合会会長	令和3年5月12日から
	和田 豊	町内会連合会会長	令和3年5月11日まで
	田村 義明	特定非営利活動法人羽村市体育協会会長	
	中村 洋子	消費生活センター運営委員会会長	
	山下 忠義	民生児童委員協議会会長	
	橋本 富明	私立保育園協議会会長	
	佐藤 元信	西武信用金庫羽村支店長(羽村市金融団幹事)	
知識経験者	金子 憲	東京都立大学 都市環境学部准教授	審議会副会長
	池上 三喜子	公益財団法人市民防災研究所 理事・特別研究員	
	大竹 恒平	東海大学 情報通信学部経営システム工学科助教	
企業(産業)関係者	堀江 秀徳	羽村市商工会から選出(はち動物病院 代表取締役)	令和3年5月25日から
	木下 智之	羽村市商工会から選出(有限会社北将建設 取締役)	令和3年5月21日まで
	片山 昇	羽村市商工会から選出(日野自動車株式会社 羽村工場工務部工場総務グループ 主幹課長格)	
市民公募委員	山田 崇人		
	伊藤 大		
	成沢 崇志		
	木下 智実		
	平野 麻紀		

※所属・職は、委嘱時のものです。

(3) 長期総合計画審議会内容

回	年月日	内 容
1	令和2年10月29日	委員委嘱・諮問 (1) 羽村市長期総合計画審議会の会議の傍聴に関する定めについて (2) 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について (3) 第六次羽村市長期総合計画の策定について (4) 第五次羽村市長期総合計画の総括について ・第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標1】
2	令和2年12月1日	(1) 第五次羽村市長期総合計画の総括について ・第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標2】 ・第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標3】 ・第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標4】
—	令和2年12月22日	※新型コロナウイルス感染症対策のため、中止
—	令和3年1月26日	※新型コロナウイルス感染症対策のため、中止
3	令和3年2月 (書面開催)	(1) 第五次羽村市長期総合計画の総括について ・第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標4】 ・第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本構想を推進するために】 (2) 羽村市の財政状況について
4	令和3年3月 (書面開催)	(1) 市民意見聴取の結果について (2) 職員プロジェクトチームによる検討の結果について (3) 基本構想の策定に向けて
5	令和3年4月 (書面開催)	(1) 第4回羽村市長期総合計画審議会における意見等について ・市民意見聴取の結果について ・職員プロジェクトチームによる検討の結果について ・基本構想の策定に向けて ・その他 第3回審議会での意見、市からの回答に対する追加意見等 (2) 羽村市の将来人口推計の結果について (3) 羽村市基本構想の将来像について
6	令和3年5月12日 (リモート併用)	(1) 第5回羽村市長期総合計画審議会における意見等について ・第4回羽村市長期総合計画審議会における意見等について ・羽村市の将来人口推計の結果について ・羽村市基本構想の将来像について (2) 羽村市基本構想(素案)について
7	令和3年5月25日 (リモート併用)	(1) 羽村市基本構想「私たちのまち“はむら”の将来像」(案)について (2) 羽村市基本構想(案)について
中間 答申	令和3年6月16日	中間答申(羽村市基本構想について)
—	令和3年9月2日	※新型コロナウイルス感染症対策のため、中止
—	令和3年9月28日	※新型コロナウイルス感染症対策のため、中止

回	年月日	内 容
8	令和3年10月7日 (リモート併用)	(1) 羽村市基本構想について (2) 第六次羽村市長期総合計画 基本計画(案)について ・コンセプト「自分らしく生きる」 ・コンセプト「成長をはぐくむ」 ・自治体運営の方針
9	令和3年10月29日 (リモート併用)	(1) 第六次羽村市長期総合計画 基本計画(案)について ・コンセプト「スマートにくらす」 ・コンセプト「にぎわいを創る」 ・コンセプト「くらしを守る」
10	令和3年11月12日 (リモート併用)	(1) 第六次羽村市長期総合計画 基本計画(案)について
11	令和3年12月3日 (リモート併用)	(1) 第六次羽村市長期総合計画 基本計画(案)について
12	令和3年12月21日 (リモート併用)	(1) 第六次羽村市長期総合計画 答申(案)について
最終 答申	令和3年12月22日	最終答申(第六次羽村市長期総合計画について)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、第3回、第4回、第5回は書面により開催し、第6回～第12回は、対面形式とリモート形式を併用して会議を開催した。



▲諮問



▲長期総合計画審議会の様子



▲中間答申



▲最終答申

4. 行政改革審議会

(1) 羽村市行政改革審議会条例

○羽村市行政改革審議会条例

昭和 60 年 6 月 20 日 条例第 20 号

改正

昭和 60 年 10 月 22 日 条例第 32 号

平成 3 年 3 月 14 日 条例第 16 号

羽村市行政改革審議会条例

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を図るため、羽村市行政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、羽村市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、行政改革に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 60 年 条例第 32 号)

この条例は、昭和 60 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 条例第 16 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 行政改革審議会委員

区分	氏名	所属・職等	備考
学識経験者	金子 憲	東京都立大学 都市環境学部准教授	審議会会長
税理士	櫻井 政伸	東京税理士会 青梅支部選出 (税理士法人オンリー・ワン 羽村事務所所長)	審議会副会長
市内金融機関	新岡 健	羽村市金融団から選出 (多摩信用金庫 羽村支店長)	
市内企業	寺島 昌弘	羽村市商工会から選出 (株式会社三栄 取締役副社長)	
	山下 敬一	羽村市商工会から選出 (武陽液化ガス株式会社 代表取締役社長)	
町内会・自治会	松田 達夫	羽村市町内会連合会 副会長 田ノ上第三町内会長	
市民公募委員	太田 知子		
	宮里 まゆみ		

※所属・職は、委嘱時のものです。

(3) 行政改革審議会内容

回	年月日	内 容
1	令和3年6月4日	委員委嘱・諮問 (1) 羽村市行政改革審議会の会議の傍聴に関する定め(案)について (2) 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について (3) 羽村市の現況について (4) これまでの行財政改革の取組みについて (5) 次期羽村市行財政改革基本計画策定の方向性について (6) 今後のスケジュールについて
2	令和3年7月 (書面開催)	(1) 第1回羽村市行政改革審議会を踏まえた参考資料について ・ 経常収支比率の推移と類似団体等の比較 ・ 第六次羽村市行財政改革基本計画における効果額 ・ 羽村市の人口(人口推移・将来人口推計) (2) 羽村市基本構想(案)について (3) 自治体運営の方針について
3	令和3年9月1日	(1) 第2回羽村市行政改革審議会の議事に対する質疑・意見等について (2) 自治体運営の方針 基本計画(案)について
4	令和3年10月6日	(1) 第3回羽村市行政改革審議会を踏まえた参考資料について ・ 令和2年度26市市税(現年課税・滞納繰越分)徴収実績 ・ 財政収支の推移 (2) 自治体運営の方針 基本計画(案)について ・ 新たな時代に順応した行政サービスの提供 ・ 健全な財政運営
5	令和3年11月10日	(1) 自治体運営の方針について ・ 新たな時代に順応した行政サービスの提供 ・ 健全な財政運営 (2) 答申(案)について
答申	令和3年12月22日	答申(羽村市の行財政改革の推進について)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、第2回は書面により開催し、第3回～第5回は、リモート形式で会議を開催した。



▲行政改革審議会の様子(リモート形式)



▲答申

5. 市民意見聴取の取組み

(1) 市民ワークショップ

市民ワークショップは、市民同士や市民と職員との対話のなかで、羽村市の“宝”や“未来に残していきたいもの(こと)”，市の強みなどを把握し、未来の羽村市の姿を検討することを目的に、一般市民向け、子育て世代向け、若者世代向けのワークショップをそれぞれ実施しました。

① 一般市民向けワークショップ

～羽村市の10年後を考える市民ワークショップ

見つけよう、あなたの理想の未来の羽村～

実施日時・会場	第1回 令和2年10月17日(土)午前10時～正午(ゆとろぎレセプションホール) 第2回 令和2年10月30日(金)午後7時～9時(市役所大会議室A) 第3回 令和2年11月8日(日)午後2時～4時(市役所大会議室A)
対象	・市政世論調査対象者(1,200人無作為抽出) ・転入者アンケート調査対象者(1,000人無作為抽出) ・一般市民の方
参加者	市民：33人(延べ)(実人数14人) 若手職員：5人(実人数)
検討内容(テーマ)	第1回「考えよう！羽村市の“宝”や“未来に残していきたいもの(こと)”，市の強み」 ・羽村市の強み(「宝・誇れるもの」「未来に残していきたいもの」) ・羽村市の弱み(「残念なところ」「未来に残したくないもの」) ・羽村市にとってのピンチとチャンス ・今後の羽村市の未来につながるキーワード 第2回「考えよう！10年後の羽村市の姿」 ・10年後の羽村市の理想生活を考える ・まちのコンセプトを考える(「〇〇を活かして、〇〇な生活ができるまち」) 第3回「考えよう！10年後の羽村市の姿を目指してできること」 ・羽村市の「未来のためにできること」を考える
コーディネーター	松本祐一さん(多摩大学経営情報学部教授)

▶ 一般市民向けワークショップの様子



② 子育て世代向けワークショップ

～おしゃべり Cafe in Hamura Zoo

語ろう「羽村の宝！ & 10年後の羽村！」～

市内外の子育て世代の方の人気スポットである動物公園を開催場所とし、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、心地よい秋空の下、リラックスした雰囲気の中で開催しました。

※「東京で子育てしやすいまち」を推進するプロジェクトである「はむら家族プロジェクト」に位置付けて実施。



実施日時	第1回 令和2年11月4日(水)午前10時～正午 第2回 令和2年11月8日(日)午前10時～正午 ※同一内容で実施
会場	羽村市動物公園芝生広場
対象	市内在住・在勤で、乳幼児～小学生のお子さんがいる方
参加者	10家族(28人)
検討内容	「羽村の好きなところ・残念なところ」 「10年後の羽村について考える」 ・こんな羽村で子育てしたい ・子どもたちが大きくなった時、羽村はこんなまちであってほしい ・10年後の羽村の姿



▲子育て世代向けワークショップの様子

③ 若者世代向けワークショップ

～オンラインで語ろう、羽村市の10年後 羽村のワカモノワークショップ～

新型コロナウイルス感染症の感染状況や、多くの大学等でオンライン授業が実施されていること、テレワークの実施が推奨されていることなど、若者世代を取り巻く状況の変化を踏まえ、ウェブ会議ツール「ズーム(Zoom)」を活用し、オンラインで実施しました。

実施日時	令和2年11月18日(水)午後7時～9時
対象	おおむね10代～30代の市内在住・在勤・在学の方
参加者	5人
検討内容	「自分たちが10年後住みたい羽村市はどんなまちか」 ・羽村のイメージ ・未来の理想の暮らし ・羽村のイケてるところ(良いところ)、イケてないところ(良くないところ)
コーディネーター	松本祐一さん(多摩大学経営情報学部教授)



▲若者世代向けワークショップの様子

(2) 市民意識調査

① 市政世論調査

市民の市政に対する意見・要望などを把握し、今後の市の取組みや施策に活かすことを目的に実施しました。

実施時期	令和2年8月24日～9月10日																
実施方法	郵送配付・郵送回収																
対象者数	住民基本台帳から層化二段無作為抽出した羽村市在住の満18歳以上の男女1,200人（令和2年8月1日基準日）																
回収状況	回収数：538票【有効回収数：538票】 回収率：44.8%【有効回収率：44.8%】																
項目	<table border="0"> <tr> <td>(1) 定住性と住みよさ</td> <td>(2) 市の取組みに対する満足度・重要度</td> </tr> <tr> <td>(3) 羽村市の魅力・羽村らしさ</td> <td>(4) 市政への関心度</td> </tr> <tr> <td>(5) 市民活動</td> <td>(6) 男女共同参画</td> </tr> <tr> <td>(7) 行財政改革</td> <td>(8) 水道事業</td> </tr> <tr> <td>(9) 環境</td> <td>(10) 高齢者福祉</td> </tr> <tr> <td>(11) 障害者福祉</td> <td>(12) 子育て支援</td> </tr> <tr> <td>(13) 防災・防犯対策</td> <td>(14) 都市基盤</td> </tr> <tr> <td>(15) 生涯学習</td> <td>(16) あなた自身のことについて</td> </tr> </table>	(1) 定住性と住みよさ	(2) 市の取組みに対する満足度・重要度	(3) 羽村市の魅力・羽村らしさ	(4) 市政への関心度	(5) 市民活動	(6) 男女共同参画	(7) 行財政改革	(8) 水道事業	(9) 環境	(10) 高齢者福祉	(11) 障害者福祉	(12) 子育て支援	(13) 防災・防犯対策	(14) 都市基盤	(15) 生涯学習	(16) あなた自身のことについて
(1) 定住性と住みよさ	(2) 市の取組みに対する満足度・重要度																
(3) 羽村市の魅力・羽村らしさ	(4) 市政への関心度																
(5) 市民活動	(6) 男女共同参画																
(7) 行財政改革	(8) 水道事業																
(9) 環境	(10) 高齢者福祉																
(11) 障害者福祉	(12) 子育て支援																
(13) 防災・防犯対策	(14) 都市基盤																
(15) 生涯学習	(16) あなた自身のことについて																

② 転入者アンケート調査

新たに羽村市に転入された市民を対象に、転入理由や、まちづくりへの期待などを把握し、今後の市の取組みや施策に活かすことを目的に実施しました。

実施時期	令和2年8月24日～9月10日				
実施方法	郵送配付・郵送回収				
対象者数	住民基本台帳から層化二段無作為抽出した羽村市へ転入して原則1年以内の満18歳以上の男女1,000人（令和2年8月1日基準日）				
回収状況	回収数：372票【有効回収数：369票】 回収率：37.2%【有効回収率：36.9%】				
項目	<table border="0"> <tr> <td>(1) ご自身のこと</td> <td>(2) 転入前後の状況</td> </tr> <tr> <td>(3) 羽村市を選んだ理由</td> <td>(4) 今後について</td> </tr> </table>	(1) ご自身のこと	(2) 転入前後の状況	(3) 羽村市を選んだ理由	(4) 今後について
(1) ご自身のこと	(2) 転入前後の状況				
(3) 羽村市を選んだ理由	(4) 今後について				

(3) 小・中学生、高校生、大学生意見聴取

① 小・中学生意見聴取

意見交換会「未来の羽村を考える」

～自分たちが社会人となる10年後、20年後～

市内の小・中学生を対象に、「未来の羽村を考える」意見交換会を開催し、10年後、20年後の羽村の姿を検討しました。

※市制施行30周年記念事業として実施。

実施日	令和3年11月6日(土)
対象	市内在住の小・中学生
参加者	19人(市内の小学校、中学校から各1人～2人)
検討内容 など	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村の良いところ ・羽村の課題 ・理想とする「未来の羽村」の姿 ・未来の羽村の姿になるために、自分たちに求められていること



▲▶意見交換会の様子



② 高校生意見聴取（都立羽村高等学校）

さまざまな取組みを連携して行っている東京都立羽村高等学校にご協力をいただき、東京都立羽村高等学校連携事業「総合的な探究の時間」の中で、人口減少に対応したこれからのまちづくりについて検討しました。

実施日	令和3年7月7日(水)
対象	都立羽村高等学校2年生 206人
検討内容 など	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市の好きなどころ、好きでないところを考える ・高校生によって住みよいまちを考える



▲意見聴取(連携事業)の様子

※実施日以降も、人口減少に対応したこれからのまちづくりについて、学校の授業の中で引き続き検討が進められました。

③大学生意見聴取（杏林大学）

羽村市と包括連携協定を締結している杏林大学にご協力をいただき、杏林大学連携事業「地域と大学」の中で、第六次羽村市長期総合計画の未来を築く5つのコンセプトにおいて、これからのまちづくりに必要な取組みを検討しました。

実施日	第1回 令和3年6月4日(金) 第2回 令和3年6月11日(金) 第3回 令和3年6月18日(金) ※いずれも、事前収録した授業を、オンラインで学生に配信
対象	杏林大学総合政策学部・外国語学部 1年生 約300人
検討内容など	未来を築く5つのコンセプトについての取組みを検討・提案

(4) 意見公募手続

広く市民等からの意見を求めるため、基本構想（案）および第六次羽村市長期総合計画（案）をそれぞれ公表し、意見公募手続を行いました。

①羽村市基本構想（案）についての意見公募

実施時期 令和3年7月1日～7月30日

提出件数 8人 13件

②第六次羽村市長期総合計画（案）についての意見公募

実施時期 令和4年1月4日～2月2日

提出件数 14人 25件

(5) 動画の活用

第六次羽村市長期総合計画の策定に向けて、「羽村市長期総合計画プロモーション動画」、「第六次羽村市長期総合計画・羽村市基本構想（案）について」の動画を作成し、市民ワークショップや、意見公募手続を実施する際に活用しました。

動画は、羽村市公式サイトや、YouTube 羽村市公式動画チャンネルで公開しました。



◀▲作成・公表した動画（一部）

6. 庁内検討組織

(1) 長期総合計画検討委員会委員

職名	氏名	※()は前任者
副市長(委員長)	小林 宏子	(井上 雅彦)
教育長(副委員長)	桜沢 修	
参与	阿部 敏彦	
議会事務局長	伊藤 文隆	(小林 宏子)
企画総務部長	高橋 誠	(市川 康浩)
企画総務部参事		(竹田 佳弘)
財務部長	橋本 昌	(高橋 誠)
市民生活部長	羽村 典洋	(島田 裕樹)
産業環境部長	勝島 孝文	(橋本 昌)
福祉健康部長	野村 由紀子	(粕谷 昇司)
福祉健康部参事		(粕谷 昇司)
子ども家庭部長	諸星 進	(森谷 誠)
都市建設部長	山本 和晃	(細谷 文雄)
区画整理部長	石川 直人	
区画整理部参事		(阿部 敏彦)
上下水道部長	島田 由則	(田中 祐子)
会計管理者	島田 裕樹	(小林 秀治)
生涯学習部長	森谷 誠	(伊藤 文隆)
生涯学習部参事	佐藤 晴美	(仙北谷 仁策)



▲長期総合計画検討委員会の様子



▲長期総合計画検討委員会及び職員プロジェクトチーム委員
(職員プロジェクトチーム成果発表会)

(2) 長期総合計画検討委員会 部会委員

※所属等は、任命時のものです。（委員は五十音順）

部会名	氏名・所属等		
自分らしく生きる部会	部会長	阿部 知宏	福祉健康部社会福祉課 課長
	副部会長	指田 寿也	市民生活部地域振興課 課長
	委員	浅輪 峻太 岡野 志織 小柴 美佳子 小柳 俊雄 関口 康太郎 高橋 美和 羽村 一敏 前野 幸司 吉岡 博明	
	アドバイザー	企画総務部長、福祉健康部長	
成長をはぐくむ部会	部会長	山本 明子	子ども家庭部子育て支援課 課長
	副部会長	西尾 洋介	生涯学習部学校教育課 課長
	委員	池田 浩幸 植木 涼子 釘本 恭世 古田 久英 清野 亨人 土屋 奈那美 宮澤 紀子 村野 純一 柳川 慎一	
	アドバイザー	子ども家庭部長、生涯学習部長、生涯学習部参事	
スマートにくらす部会	部会長	持田 幸治	財務部情報推進課 課長
	副部会長	神尾 成也	産業環境部環境保全課 課長
		杉山 誠	都市建設部土木課 課長
	委員	岸野 丈史 菅 美穂 鈴木 太一 高橋 和嗣 中島 伸一郎 永良 卓也 橋本 健 半田 寛子 藤原 美樹 山路 政弘 渡邊 裕成	
	アドバイザー	財務部長、都市建設部長	
にぎわいを創る部会	部会長	河合 佐枝子	産業環境部産業企画課 課長
	副部会長	新井 孝	企画総務部広報広聴課 課長
	委員	井上 亮太 木崎 健太 濱野 勇大 平野 聡 福島 典之 町田 貴勢 水野 舜司 谷島 優子	
	アドバイザー	産業環境部長、区画整理部長	
くらしを守る部会	部会長	中根 聡	市民生活部防災安全課 課長
	副部会長	高岡 弘光	福祉健康部高齢福祉介護課 課長
	委員	池田 明生 荻原 遼平 菅 勇人 小暮 祐子 嶋崎 俊生 島村 雄人 羽村 幸太 宮田 満裕 和田 聡子	
	アドバイザー	市民生活部長、上下水道部長	
自治体運営の方針部会	部会長	吉岡 泰孝	企画総務部企画政策課 課長
	副部会長	河野 行秀	財務部財政課 課長
	委員	阿部 知宏 河合 佐枝子 田島 勇人 中根 聡 古田 純 細井 直人 持田 幸治 山本 明子	
	アドバイザー	企画総務部長、財務部長	

(3) 長期総合計画検討委員会 プロジェクトチーム委員

※所属は、任命時のものです。(委員は五十音順)

プロジェクトチーム名	氏名・所属等 ※()は前任者			
職員プロジェクトチーム	委員	浅輪 峻太 井上 亮太 小暮 祐子 権 智英 高橋 美和 西谷 祥吾 古田 純 水野 舜司	市川 裕基 岡野 志織 小柴 美佳子 島村 雄人 田島 勇人 濱野 勇大 細井 直人 渡邊 裕成	市原 蓮実 北岡 美尋 小島 歩 清野 亨人 千葉 陽平 日野 雄介 前野 幸司
進行管理・行政評価 検討プロジェクトチーム	リーダー	吉岡 泰孝	企画総務部企画政策課 課長	
	委員	尾嶋 峻介 田中 智文	河野 行秀 並木 政人 笹本 佳良 山田 誠(市川 眞起子)	
	アドバイザー	企画総務部長		



▲長期総合計画検討委員会部会及び職員プロジェクトチームでの検討の様子

〈 計画策定アドバイザー 〉

松本 祐一さん(多摩大学経営情報学部教授)

〈 事務局 〉 ※ () は前任者

企画総務部長 高橋 誠 (市川 康浩)

企画総務部 長期総合計画担当 主幹 中野 敬

主査 小泉 恵美 主任 細井 直人

企画総務部 企画政策課 課長 吉岡 泰孝 (棚島 孝文)

主査 小林 孝一郎 主任 井上 亮太

第六次羽村市長期総合計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

令和4(2022)年2月

発行 羽村市

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111(代表)

編集 羽村市企画総務部長期総合計画担当

羽村市公式サイト <https://www.city.hamura.tokyo.jp>



※表紙・裏表紙の絵:市制施行30周年を記念して市内小・中学生を対象に実施した「はむらの魅力発見!」絵画・映像コンクールの絵画受賞・入選作品です。「未来に残したい羽村市の素敵な〇〇」、「はむらの未来予想図ー10年後の〇〇ー」をテーマに描いていただきました。



店舗レジ配合率50%再生紙を使用
このマークは、環境配慮マークとして全国の
書店各店に貼って販促に活用されています。

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

